



第4次

飛騨市男女共同参画基本計画

～一人一人が個性を発揮し活躍できる持続可能な社会に向けて～

令和8年3月

飛騨市企画部総合政策課



目次

はじめに	3
第1章.計画の基本理念と基本目標	
計画策定の趣旨・背景／基本理念	4
基本目標Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	5
計画の位置づけ・期間	6
第2章.現状の分析	
1.人口減少と男女共同参画	8
2.就労と男女共同参画	10
3.介護と男女共同参画	12
4.令和7年度実施男女の意識調査アンケート	13
第3章.各重点項目へのアクションプランおよび指標	
本章の基本的な考え方	29
基本目標別のアクションプラン	
基本目標Ⅰ：誰もが自分らしく生きられるジェンダー平等の実現	
重点項目Ⅰ-①：ジェンダー平等の意識啓発女性参画の推進	30
重点項目Ⅰ-②：暴力の根絶と安全・安心の確保	32
重点項目Ⅰ-③：人権の尊重・相互理解の促進	35
基本目標Ⅱ：一人一人が個性を活かし、活躍できるダイバーシティの推進	
重点項目Ⅱ-①：多様な人材が力を発揮できる環境づくり	36
重点項目Ⅱ-②：女性の活躍を支える環境づくり	37
重点項目Ⅱ-③：家庭・地域における多様な役割の尊重	39
基本目標Ⅲ：あんきに暮らせるふるさとづくりの推進	
重点項目Ⅲ-①：防災分野における多様な参画の推進	42
重点項目Ⅲ-②：健康とウェルビーイングの向上	43
各アクションプランの指標	45

はじめに

このたび、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする「第4次飛騨市男女共同参画推進基本計画」を策定いたしました。

本計画は、飛騨市の最上位計画である「飛騨市総合政策指針」に掲げる「いつまでもみんなが楽しく心豊かに暮らせるまち」の実現を、男女共同参画の分野から推進するものです。また、本計画の一部を「飛騨市DV対策基本計画」、「女性活躍推進法に基づく市町村推進計画」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく市町村基本計画として位置づけ、総合的かつ一体的に取り組んでまいります。

今回の改定にあたっては、これまでの取組の成果や課題、市民意識調査の結果、人口動態や社会経済情勢の変化を踏まえ、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた継続的な取組の必要性を再確認するとともに、ダイバーシティの推進やウェルビーイングの向上といった新たな視点を取り入れました。人口減少や価値観の多様化が進む中で、性別にかかわらず、一人一人が個性と能力を発揮できる社会を築くことは、地域の持続可能性を高めるうえでも重要です。

本計画では、これまでの理念を継承しつつ、「一人一人が個性を活かし、多様な人材が活躍できる社会の実現」を目指し、三つの基本目標のもと、あらゆる分野において男女共同参画を着実に進めていきます。また、防災や健康づくり、地域活動への参画など、「あんきに暮らせる」ふるさとづくりの視点も重視し、誰もが安心して暮らし続けられる地域社会の形成を目指します。

男女共同参画の推進は、行政の取組だけで実現できるものではありません。市民の皆様、事業者、地域団体、関係機関の皆様とともに、それぞれの立場でできることを積み重ねていくことが大切です。本計画が、飛騨市に暮らすすべての人にとって、よりよい未来を築くための指針となることを願っております。

最後に、本計画の策定にあたり、これまでご尽力いただきました男女共同参画推進協議会の皆様をはじめ、市民の意識調査等を通じて貴重なご意見やご提言をお寄せいただきました市民の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和8年3月

飛騨市長 都竹 淳也

第1章 計画の基本理念および基本目標

計画策定の趣旨・背景

男女共同参画社会基本法では、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、利益を享受するとともに責任を分かち合う社会の実現を基本理念として掲げています。

本市においても、これまで男女共同参画の推進に取り組んできましたが、依然として性別による固定的な役割分担意識が残っており、就労、家庭生活、地域活動、政策や方針決定の場など、さまざまな分野において特定の性に負担や役割が偏る状況が見られます。また、制度が整備されていても、利用しづらい雰囲気や慣行、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が、参画や選択を制限している場合もあります。

さらに、人口減少や少子高齢化が進行する中で、地域の担い手不足、育児や介護などのケア負担の偏在、地域活動の継続などが課題となっています。これらの課題は、単に人口構造の変化だけでなく、地域における役割の固定化や参画機会の偏りとも深く関わっています。

飛騨市総合政策指針では、市民一人ひとりのウェルビーイング（心身ともに満ち足りた状態）の向上を重視し、政策の基盤として「元気であんな誇りの持てるふるさと飛騨市づくり」を掲げています。男女共同参画の推進は、市民の生活の質を高め、誰もが安心して暮らし続けられる地域をつくるための基盤となるものです。

本計画では、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、制度の整備にとどまらず、意識や慣行の見直しも含めた総合的な取組を進めることにより、一人ひとりが自分らしく生き、能力を発揮できる持続可能な社会の実現を目指します。

基本理念

本計画の基本理念を、次のとおり定めます。

「一人一人が個性を発揮し活躍できる持続可能な社会の推進」

性別にかかわらず、一人ひとりが自らの意思で進学、就労、結婚、出産、地域活動などを選択し、その能力を十分に発揮できる社会を目指します。

また、家庭や地域における役割や負担が特定の人に偏ることのないよう、社会全体で支え合う仕組みを整えるとともに、多様な価値観や生き方が尊重される地域文化を育みます。

男女共同参画の推進は、個人の権利保障にとどまらず、地域の活力を高め、担い手が循環する持続可能な社会を形成するうえで重要な視点であることから、本市の将来を支える基盤として、継続的に取り組みます。

本計画の基本理念「一人一人が個性を発揮し活躍できる持続可能な社会の推進」を達成するため、3つの基本目標を定めました。

基本目標Ⅰ

誰もが自分らしく生きられるジェンダー平等の実現

性別による固定的な役割分担意識は、時代とともに変化してきたものの、依然として就労、家庭生活、地域活動、政策や方針決定の場など、さまざまな分野に影響を及ぼしています。こうした意識や慣行は、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)として表れ、一人ひとりの選択肢や可能性を狭めてしまうことがあります。

本市では、多様な視点が活かされる環境づくりを進めるとともに、市の附属機関等への女性参画をはじめとする意思決定過程への参画機会の確保を図ります。単に参画の人数を増やすことを目的とするのではなく、意見が尊重され、実質的に反映される仕組みを整えることで、参画の「質」の向上を目指します。

また、DV や各種ハラスメントなどの暴力を許さない社会を実現し、誰もが安心して暮らせる環境を整えることは、ジェンダー平等の前提条件です。予防、相談、支援の取組を総合的に推進し、安全・安心な地域社会を構築します。

基本目標Ⅱ

一人一人が個性を活かし、活躍できるダイバーシティの推進

人口減少や少子高齢化が進行する中で、地域の活力を維持し、持続可能な社会を実現するためには、多様な人材がそれぞれの能力や経験を活かし続けられる環境づくりが不可欠です。

本市では、「違いを持った人々が共存しながら、それぞれの幸せを追求できるまち」を目指して、性別にとどまらず、年齢、国籍、障がいの有無、多様な価値観など、さまざまな違いを持った人々が互いを認め合い、誰もが自分らしく共存できる「ダイバーシティ(多様性)」の視点を重視します。ダイバーシティの視点を重視することで、市民一人ひとりのウェルビーイングの向上と、地域経済の持続可能性を高める力となります。

そのため、仕事と生活の調和を図り、育児や介護などのライフイベントと両立しながら働き続けられる環境の整備を進めます。制度の整備だけでなく、利用しやすい職場風土の醸成や管理職の理解促進など、運用面の改善にも取り組みます。

また、企業や団体と連携し、誰もが働きやすい環境づくりを推進することで、多様な人材が地域の担い手として活躍できる社会を目指します。

基本目標Ⅲ

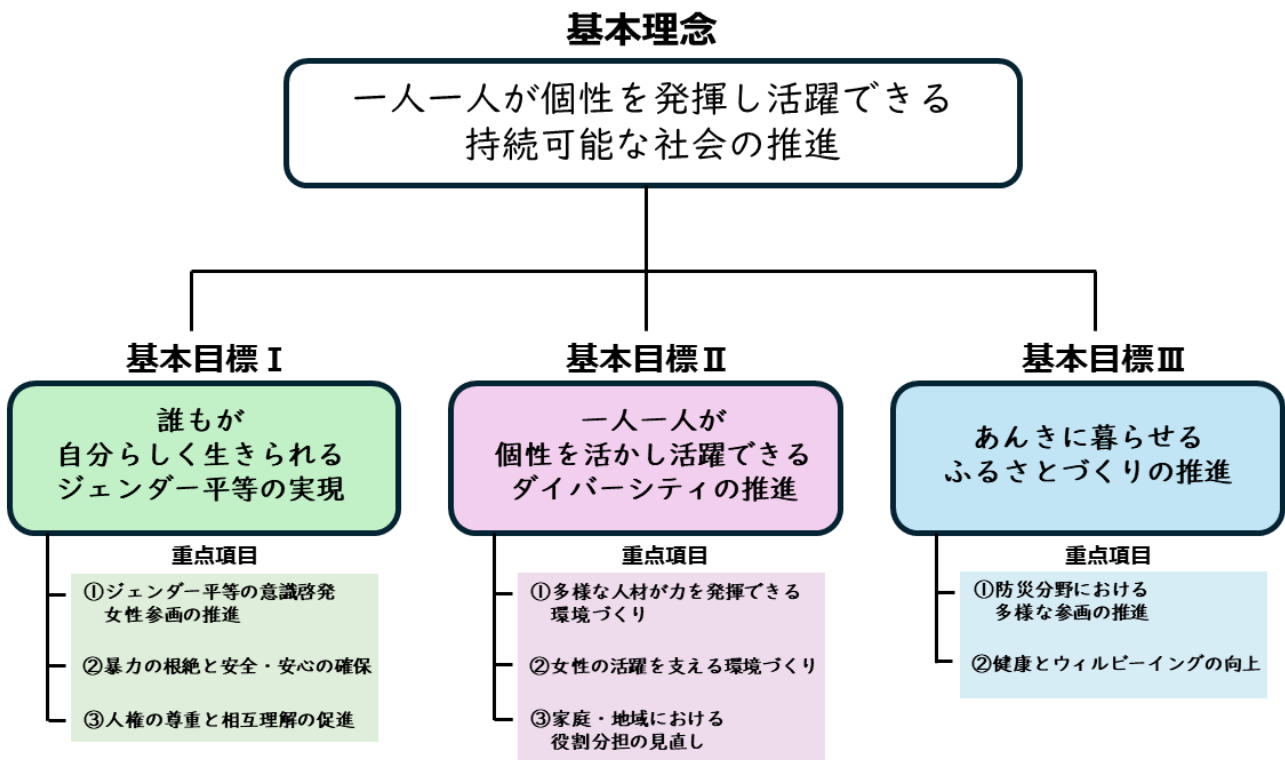
あんきに暮らせる魅力的なふるさとづくりの推進

市民があんきに暮らせる地域であることは、ウェルビーイングの向上と地域の持続可能性の基盤です。防災、健康、福祉、地域活動などの分野において、多様な人が参画し、役割を分かち合うことで、担い手が循環する仕組みを構築します。若者や移住者を含む多様な人々が地域に関わり、安心して暮らし続けられる環境を整えることは、将来にわたり地域を支える力となります。

本市では、つながりを大切にしながら、多様な人が受け入れられ、力を発揮できる地域文化を育み、誇りを持てるふるさとづくりを進めます。

また、各目標を達成するための施策において、特に積極的に取り組む項目を「重点項目」としてそれぞれ設定しています。

体系図



計画の位置づけ・期間

本計画は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定められた「市町村男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画を推進するための計画として位置づけます。

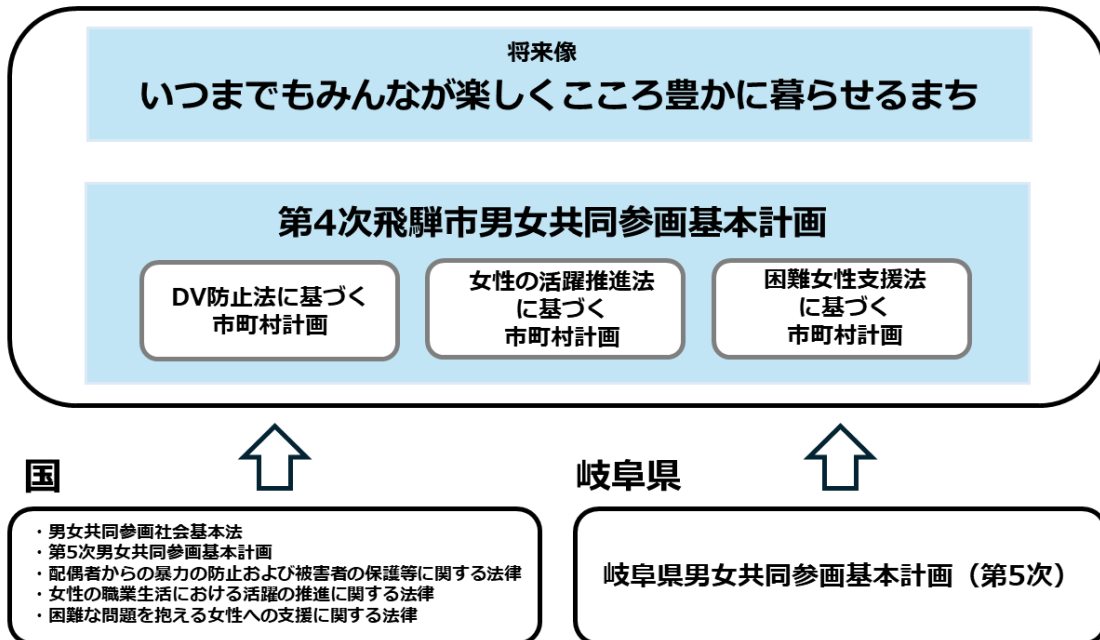
「第3次飛騨市男女共同参画基本計画(令和3年度～令和7年度)」を引き継ぎ、飛騨市のその他の各分野における個別計画との整合を図り策定したものです。

計画基本目標Ⅰの重点項目②は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定められた「市町村基本計画」に該当するもので、「飛騨市DV対策基本計画」として位置づけます。また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」第8条第3項に定められた「市町村基本計画」に該当するものであり、暴力の防止、相談体制の整備、関係機関との連携、自立に向けた支援等を一体的に推進するものとしても位置づけます。

計画の基本目標Ⅱの重点項目②は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に定められた「市町村推進計画」に該当するものです。

また、本計画の策定にあたっては、「岐阜県男女共同参画基本計画(第5次)」を踏まえて策定しています。

飛騨市



本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。なお、社会情勢や市民からの要望等により、必要に応じて見直しを行います。また、施策・計画内容(アクションプラン)については、毎年度評価と見直しを行います。

平成18年～平成27年	平成28年～令和2年	令和3年～令和7年	令和8年～令和12年
第1次計画	第2次計画	第3次計画	第4次計画

第2章 現状の分析

飛騨市の統計情報や令和7年度に実施した男女の意識調査アンケートの結果から、飛騨市の現状を把握し、取り組むべき課題を整理します。

1. 人口減少と男女共同参画

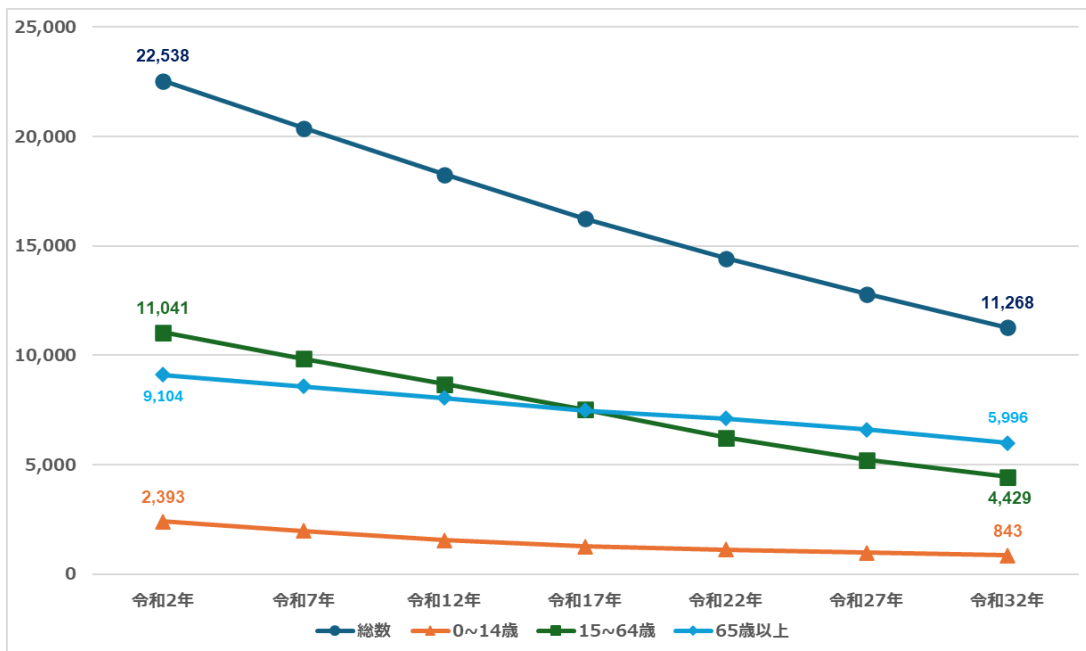
■人口の推移

平成16年2月、古川町、河合村、宮川村、神岡町の2町2村が合併し、飛騨市が誕生しました。

合併当時、約30,000人だった人口は令和2年7月時点では22,538人(参照:住民基本台帳)まで減少しました。国立社会保障・人口問題研究所によると令和32年の人口は令和2年より50%減少し、11,268人になると推計されています。

また、人口構成にも大きく変化が生じ、令和2年から令和32年までの30年間で年少人口(15歳未満)は令和2年よりも64.7%減少し、人口の1割を切ると推計されています。加えて、現在の年少世代が生産年齢世代となると、生産年齢人口(15~64歳)は令和2年よりも59.8%減少し、老年人口(65歳以上)が生産年齢人口を上回ると推計され、「超少子高齢社会」の深刻化が予測されます。

【飛騨市の人口推計・年齢3区分別人口推移】



<典拠>総務省『国勢調査』及び国立社会保障・人口問題研究所

『日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)』より作成

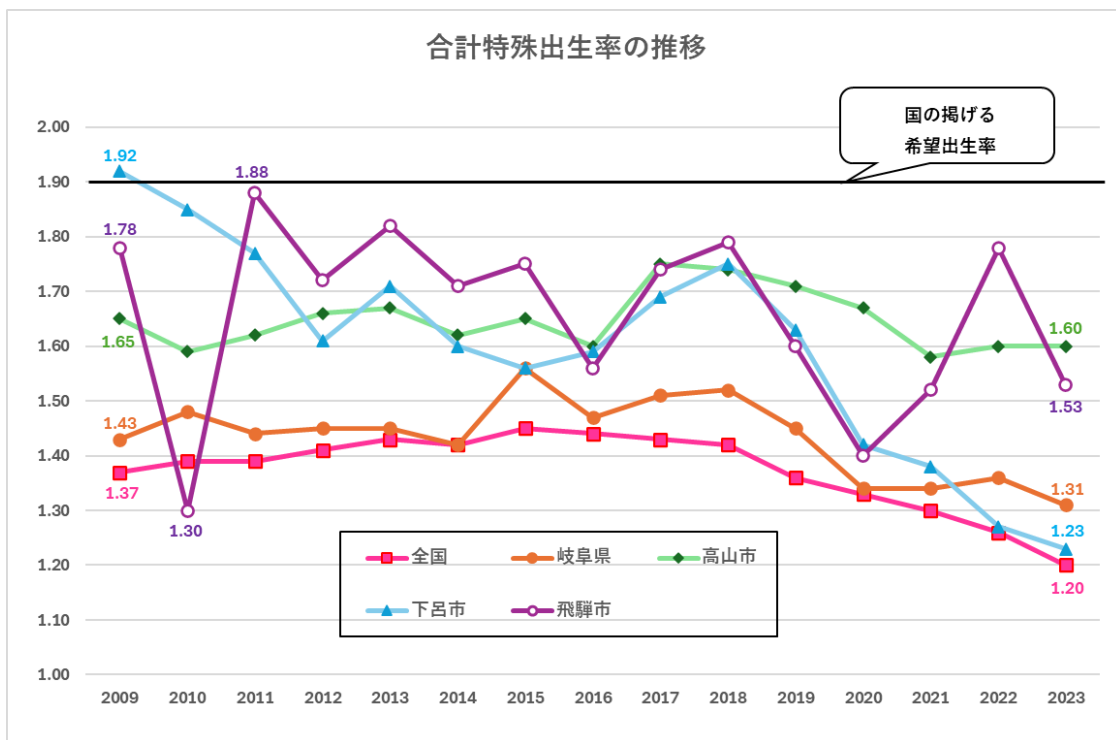
■出生率

本市の合計特殊出生率（15～49歳までの女性の年齢別出生率の合計）は令和5年（2023年）時点で1.53となっており、岐阜県の1.31、全国の1.20よりも高くなっています。

平成22年（2010年）の1.30を底に上昇傾向がみられていますが、前述の人口の推移の通り、女性の生産年齢人口が減少しているため、今後も出生数の減少は続くものと思われます。

また、飛騨市の高齢化率は令和7年4月現在で40.45%（参照：住民基本台帳）となり、少子高齢化の深刻化は避けられません。生産年齢人口の減少は経済成長の低下をはじめ、税や社会保障における負担の増大、地域社会の活力の低下など深刻な影響を及ぼすとともに、地域のコミュニティ機能や労働力の低下など地域社会に大きな影響を及ぼします。

こうした状況を踏まえ、コミュニティの維持や男女共同参画社会の実現のためには、これまで以上に性別や年齢に関係なく、多様性を認めあう社会の構築が求められています。



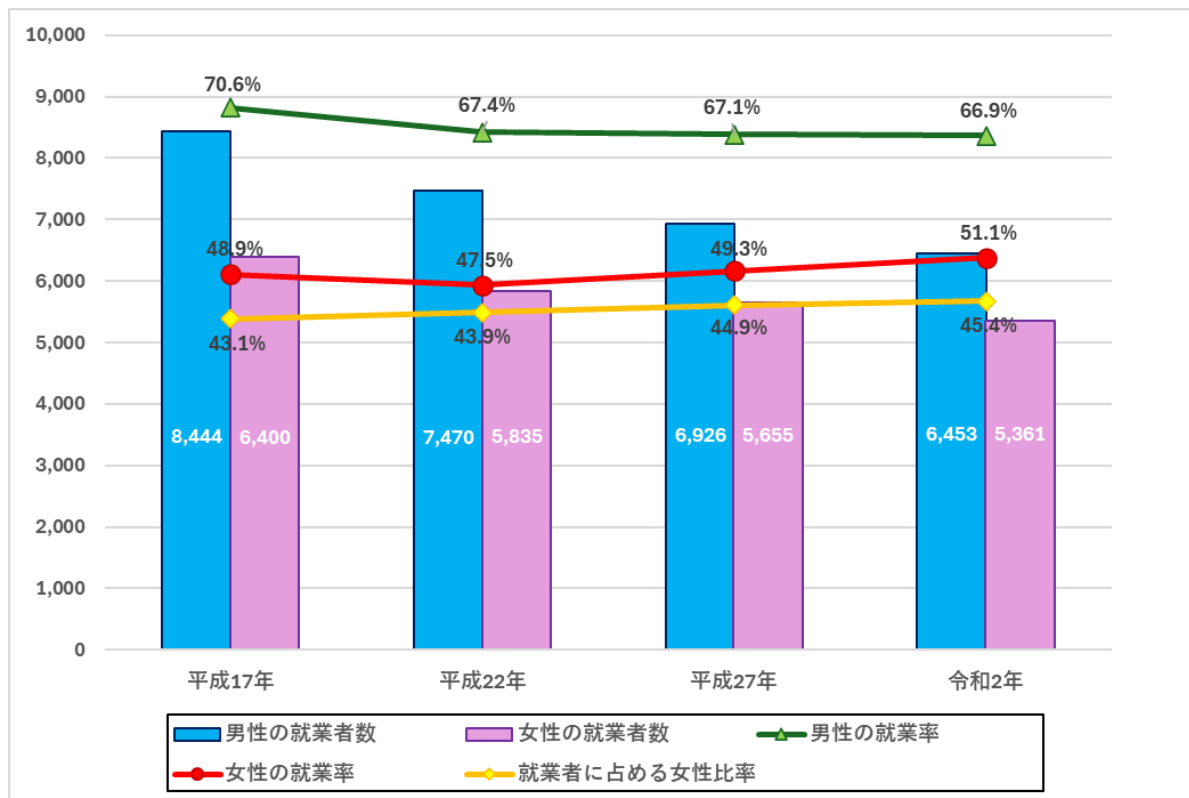
<典拠>岐阜県「飛騨地域の公衆衛生」

2. 就労と男女共同参画

■働く女性の推移

飛騨市の男女別就業者数は、人口減少に伴い減少傾向にあります。男性と比較すると女性は減少傾向が緩やかなまま推移し、就業率と就業者に占める女性の比率は徐々に増加傾向にあります。

【飛騨市の就業者数および男女別就業率の推移】



<典拠>総務省『国勢調査』より作成

■女性の労働力・就業率

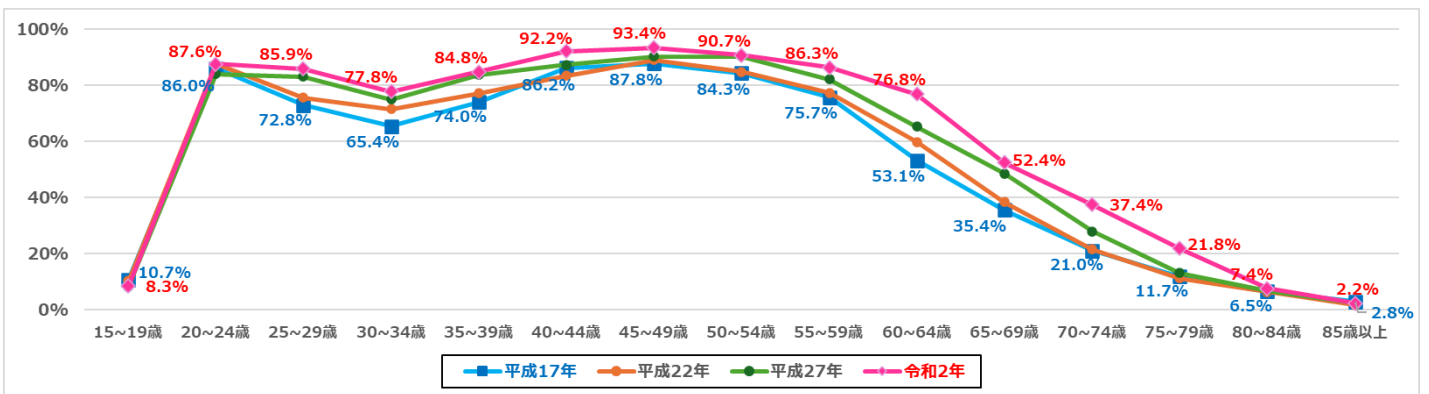
年齢層別に、女性の労働力率(15歳以上の働ける人)と就業率(15歳以上の働いている人)の推移をみると、女性は20代後半から30代半ばにいったん落ち込む「M字カーブ」を描いています。これは結婚や出産、育児期にあたり、女性が就業を中断していることが要因になっていると考えられます。

労働力率を見るとM字カーブの「窪み」が特に深い30～34歳では平成12年では62.5%だったのが平成27年では75.3%と徐々に浅くなっており、共働き等で就労を継続している女性が増えていることが想定されます。これからも引き続き、育児をしながら就労を継続できる環境を整えていくことで、M字カーブの窪みの解消が見込まれます。

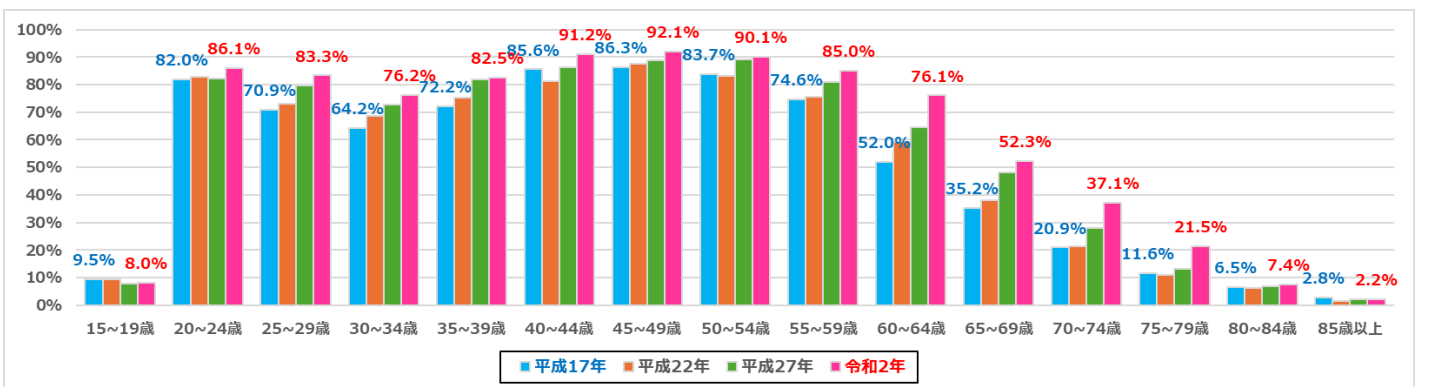
令和2年の労働力率と就業率を比較してみますと、その差は3%以内に留まっており、働ける状態にある方はほぼ働いているという状態であることがわかります。

しかしながら、雇用形態においては「正規雇用」と「非正規雇用」という、いわゆる「働き方の二極化」が進んでおり、懸念事項として、M字カーブ付近の出産、育児期にあたる女性の就業においては「非正規雇用」の割合が高く、女性の社会で活躍できる環境を整備するために、解決すべき重要な課題として挙げられます。

【飛騨市の女性の労働力率推移】



【飛騨市の女性の就業率推移】



<典拠>総務省『国勢調査』より作成

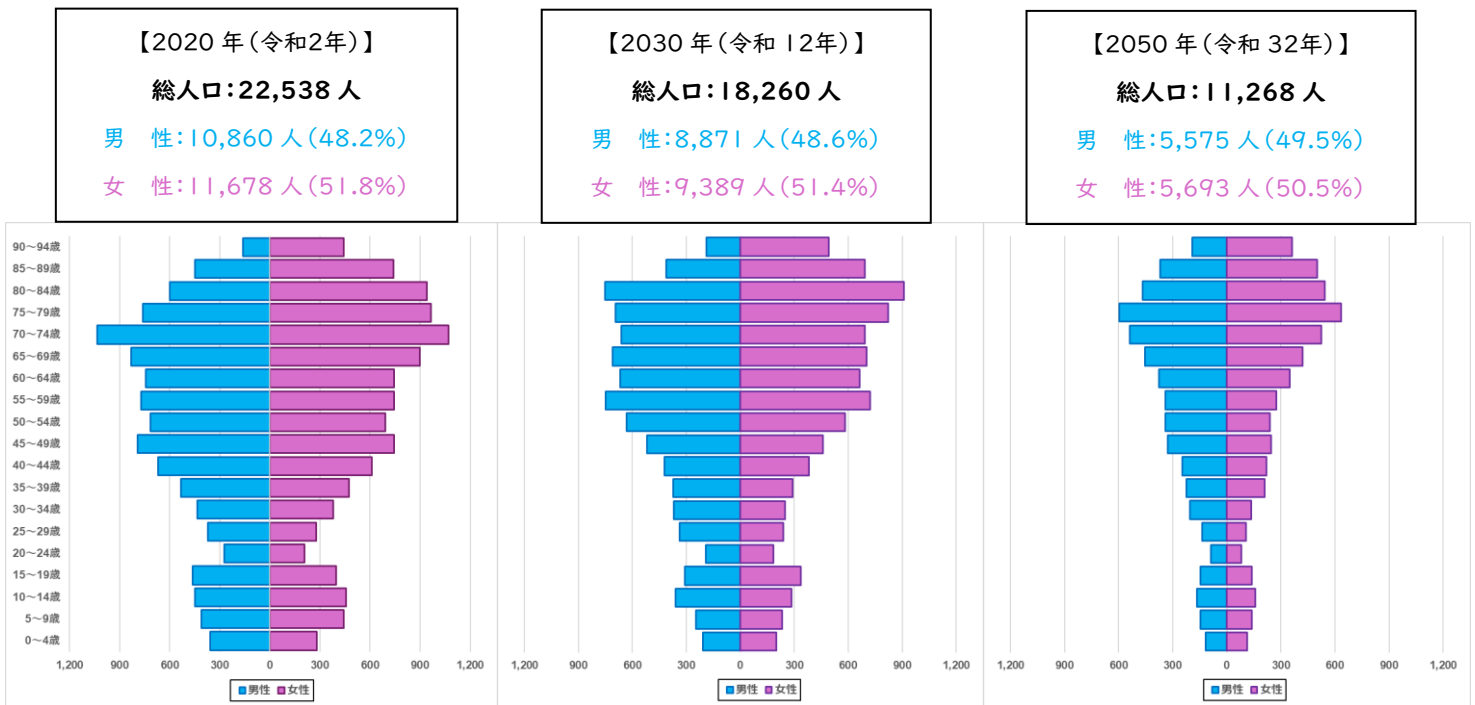
3. 介護と男女共同参画

現在、国全体では約629万人の人が介護を行っています。そのうち63%は女性で残り37%が男性となっており、女性は男性の約1.7倍の人が介護を行っています。男性の介護への参加は進んでいるものの、依然として介護の負担は女性に集中している状況です。

また、令和7年に団塊の世代が後期高齢者となり、介護リスクの高まる75歳以上の人口のピークを迎えており、夫婦共働き世帯の増加、晩婚化・生涯未婚率の上昇・兄弟人数減少などの社会情勢の変化により、男性においても介護をしなければならないケースが今後年々増加することは容易に考えられます。

介護者の負担を少しでも軽減できるように今のうちからその環境整備や支援体制を構築しておくことが重要です。

【飛騨市の人口ピラミッド】



<典拠>国立社会保障・人口問題研究所

『日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)』より作成

4. 令和7年度実施男女の意識調査アンケート

男性・女性に関する意識調査を行い、今後の課題の分析を行いました。

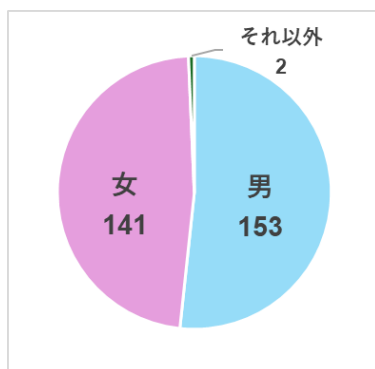
調査名：令和7年度男女の意識調査

対象者：飛騨市民（飛騨市内の企業や学校に通勤・通学している市外の方も含む）

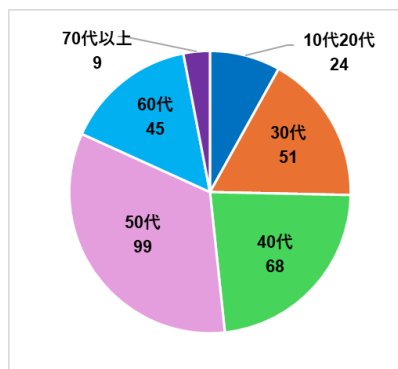
調査期間：令和7年7月1日～8月31日（2か月間）

回答者数：296名

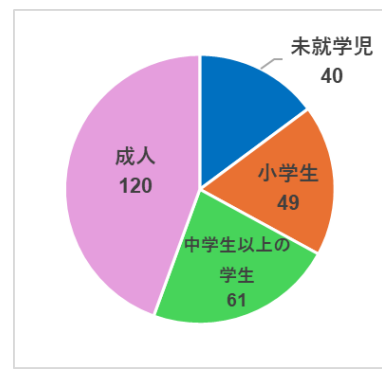
1. 性別を教えてください(自認)



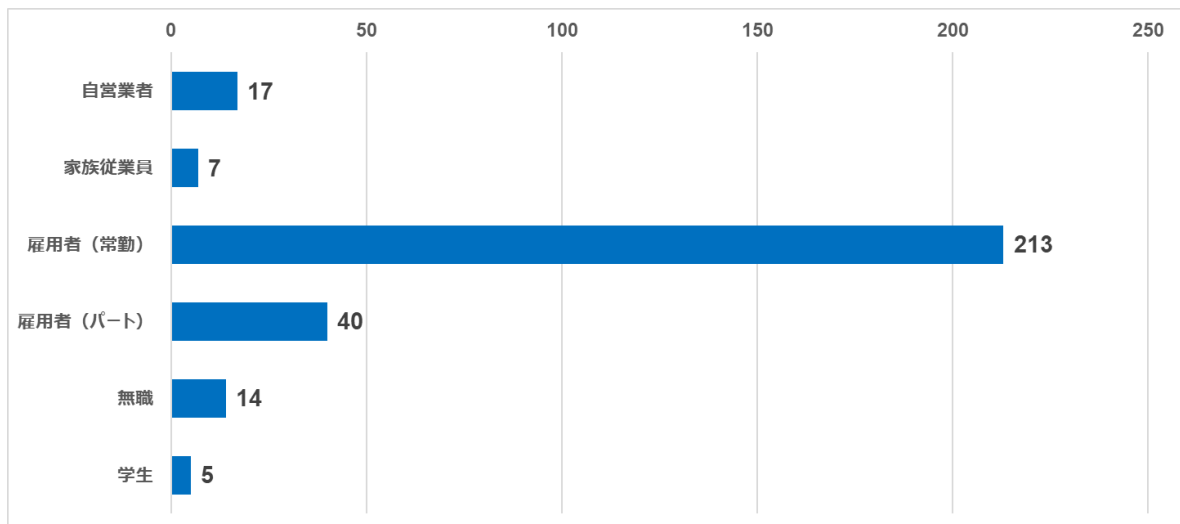
2. 年齢を教えてください



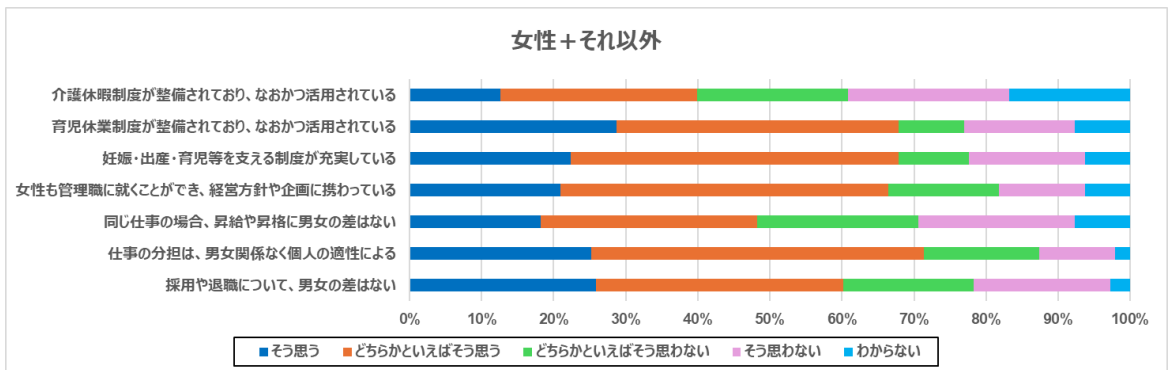
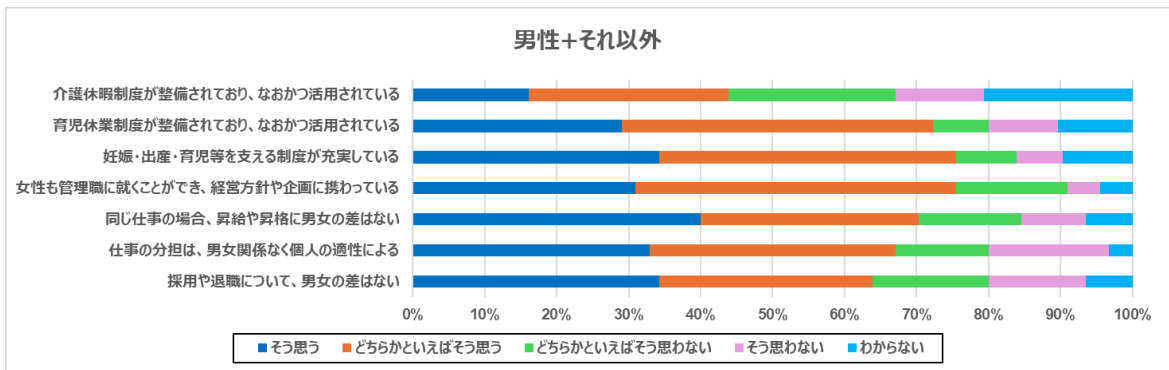
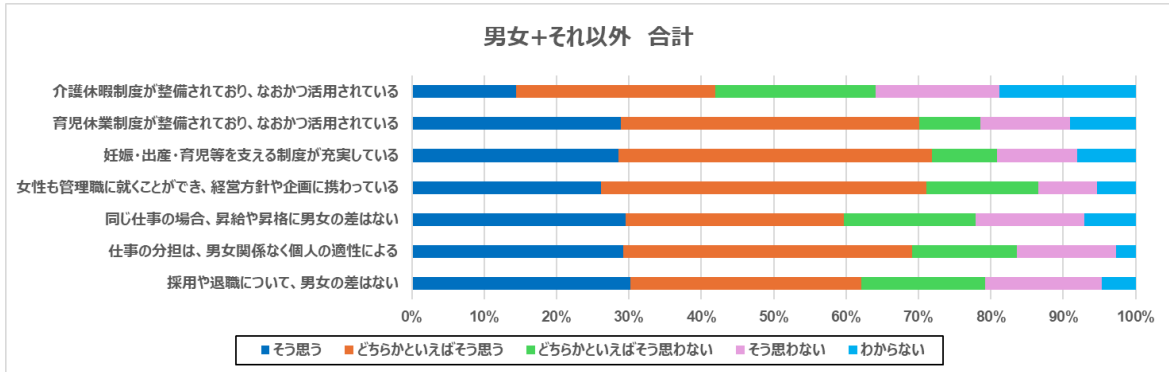
3. お子さんの年齢層



4. 主たる職業を教えてください



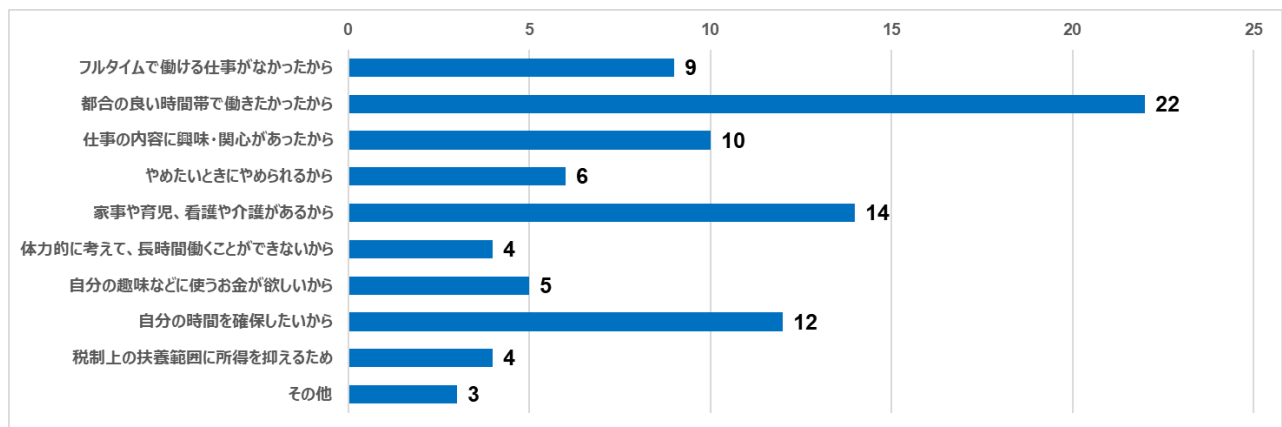
5. それぞれの項目について、職場の実態またはあなたの感じ方に近いものを1つ選んでください。



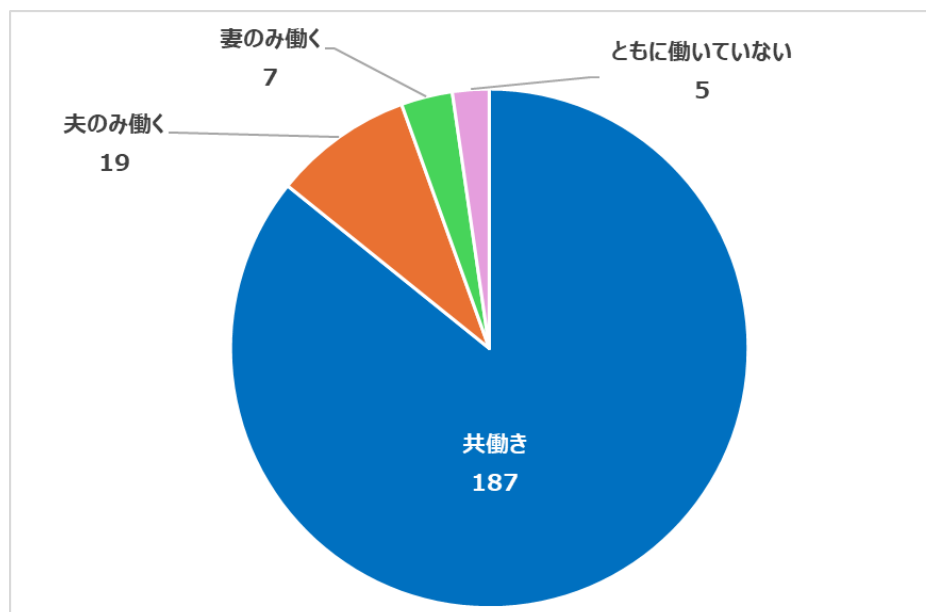
【考察】

「介護休暇制度が整備されており、なおかつ活用されている」については、ほかの項目と比べても顕著に「そう思う」・「どちらかといえばそう思う」と回答された方が少なく、多くの職場において介護休暇制度が整備・活用されていない、もしくは活用の際に周囲の視線や取りづらいつい雰囲気がある可能性も示唆されています。また、「わからない」との回答も一定数見られることから、制度があっても実態が十分に共有されていない可能性があり、職場内の情報公開や理解促進の必要性も見受けられます。制度の整備状況だけでなく、その活用のしやすさや職場風土を醸成することが、今後の課題であると考えられます。

6. パートとして働いている場合、その理由を教えてください(最大3つまで回答可)



7. 夫婦の働き方を教えてください。



【考察】

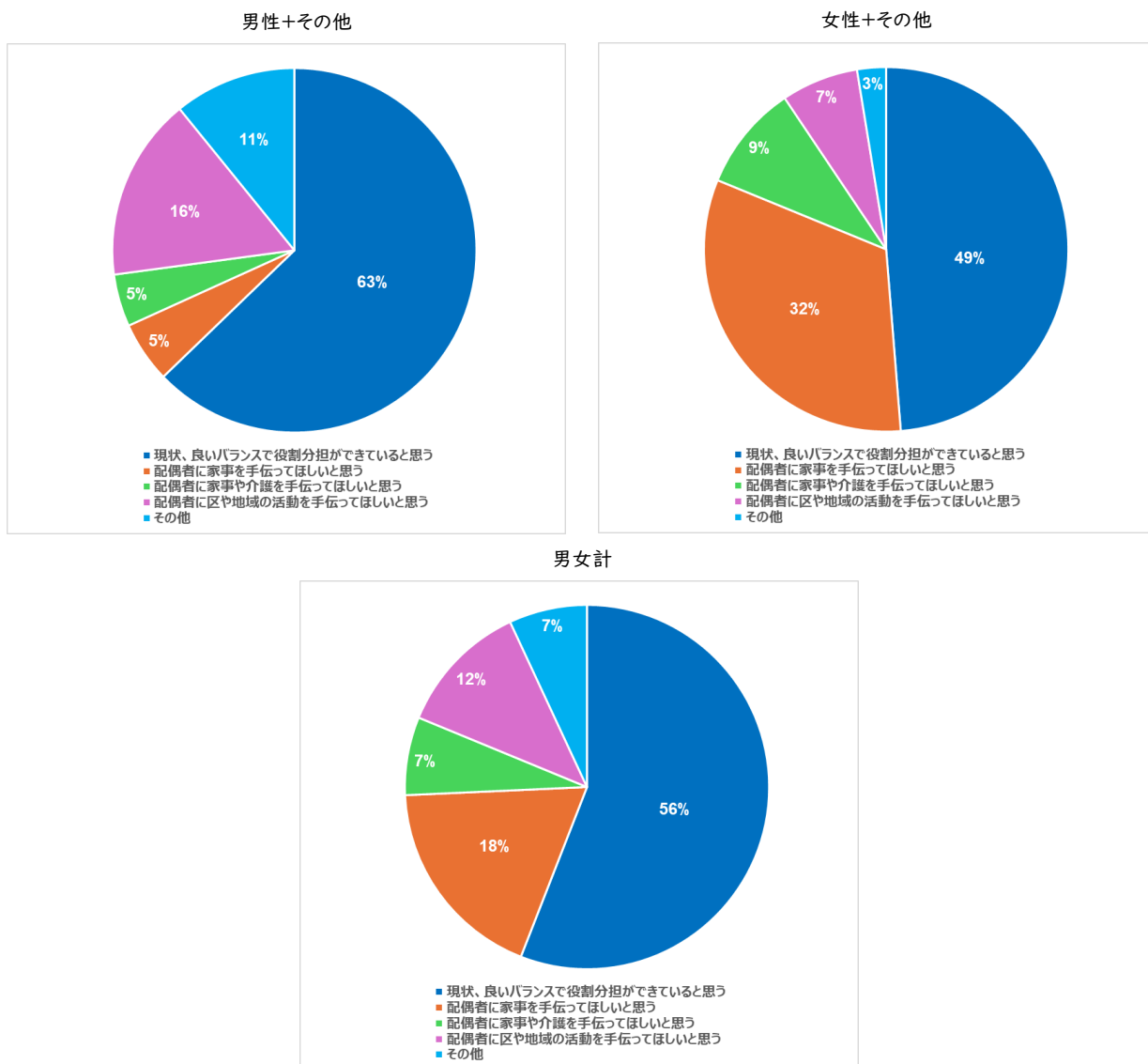
調査結果によると、雇用形態については常勤雇用が多数を占める一方で、一定数がパートタイムで就業しています。パートで働く理由としては、「都合のよい時間帯で働きたい」「家事や育児、介護等との両立のため」といった回答が中心となっており、家庭生活との調整を主な理由としている状況がうかがえます。

「都合のよい時間帯で働きたい」という回答の中には、育児や介護といった具体的事情が含まれている可能性があり、家庭責任と就労の両立が雇用形態の選択に影響していることが推察されます。自由記述においても、「正社員では育児との両立が難しい」「責任の重さが負担になる」といった声が見られ、就労継続に対する心理的・時間的制約が存在していることが示唆されます。

一方、夫婦の働き方については、共働き世帯が多数を占めており、男女ともに就業している割合が高いことが読み取れます。ただし、一定数は夫のみが就業している世帯も存在しており、家庭内役割の分担状況は一様ではありません。

これらの結果から、本市においては共働きが一般化している一方で、家庭責任の担い方や働き方の柔軟性が雇用形態に影響を与えている実態がうかがえます。今後は、就労の継続やキャリア形成が家庭責任によって制約されることのないよう、働き方の多様化や両立支援の充実が求められます。

8. ご家庭での家事などの役割分担について、感じていることを選んでください。



【考察】

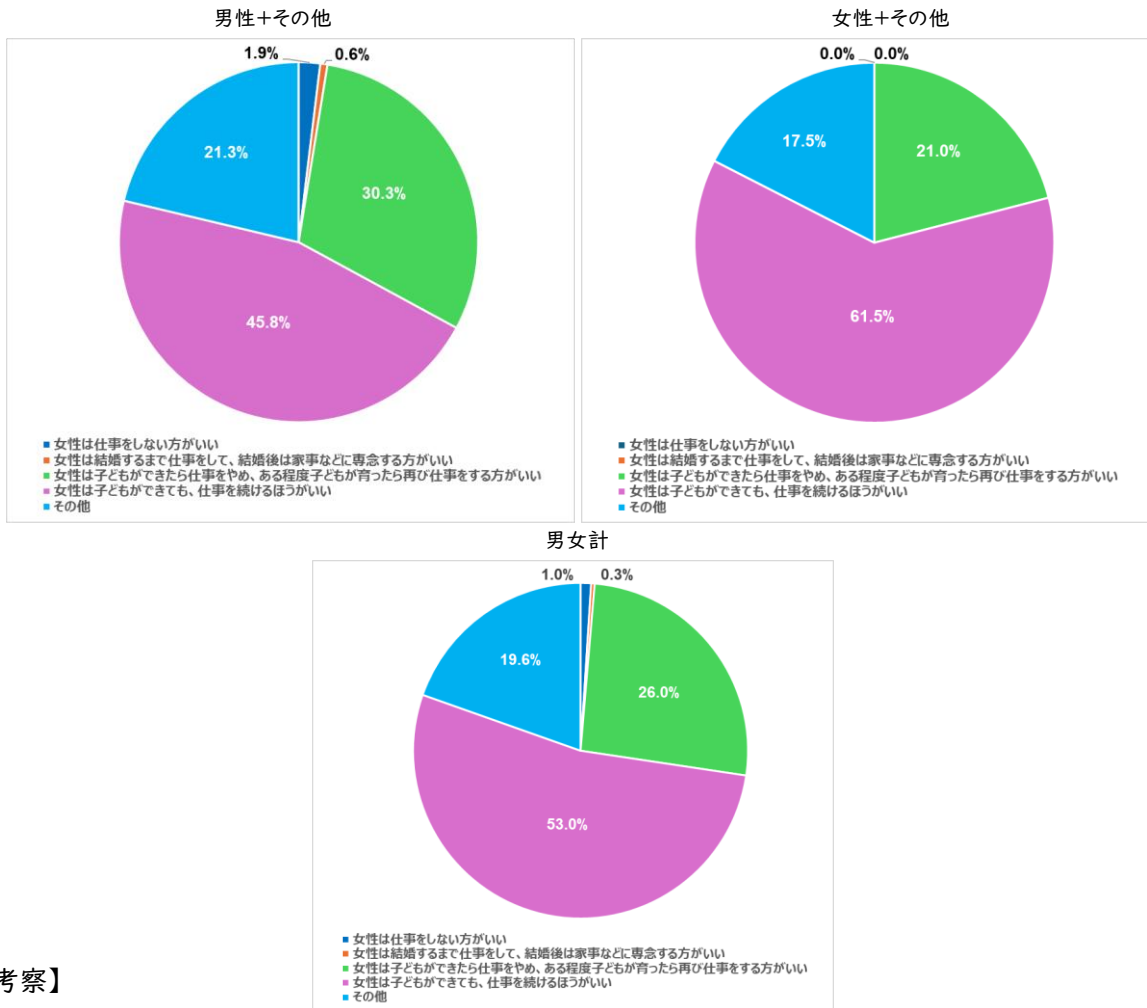
家庭内における家事の役割分担については、全体としては「おおむねバランスが取れている」と考える方が一定数いる一方で、男女別に見ると認識に差が見られます。

男性では「良いバランスで分担している」と回答した割合が比較的高いのに対し、女性ではその割合が低く、「もっと手伝ってほしい」「分担を見直したい」と考えている方が一定数存在しています。このことから、家庭内の役割分担について、男女間で体感や満足度に差がある可能性がうかがえます。

なお、自由記述では、「手伝ってほしいが頼みにくい」「働いてもらっているので仕方ないと思っている」「もっと協力したいと思っている」「家族で話し合っただん担したい」といった意見が見られ、家事分担に対する意識は多様であることが分かります。また、協力したいという前向きな意識がある一方で、家庭内外の慣習や価値観が影響していることも示唆されます。

これらの結果から、家庭内の役割分担については、形式的には共働きが一般化しているものの、家事や育児の負担が十分に共有されているとは言い切れない状況が示唆されます。今後は、男性の家事・育児参画の促進とともに、就労環境の整備や意識啓発を通じて、家庭内での対話と分担の見直しを後押しする取組が求められます。

9. 一般的に女性が仕事をするについて、考えに近いものを回答してください。



【考察】

女性が職業を持つことについては、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がいい」と回答した方がもっとも多く、全体の過半数を占めています。次いで「子どもができたらいったん職業をやめ、子どもが大きくなったら再び職業を持つ」が一定割合を占めており、結婚そのものよりも出産・子育てが就業継続の分岐点となっていることがうかがえます。

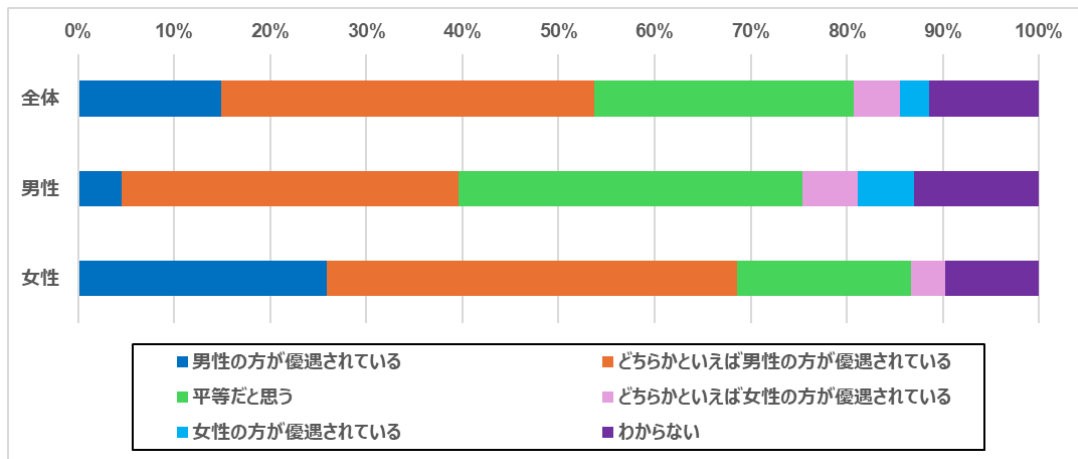
この結果から、女性の就業そのものに対する肯定的な意識は定着している一方で、出産や育児の時期において働き方を見直すことを前提とする考え方も根強いことが読み取れます。すなわち、就業の可否ではなく、「どのように両立するか」が課題となっている段階にあると考えられます。

自由記述では、「家庭や本人の考え次第」といった個人の選択を尊重する意見が多く見られました。また、「育児休業制度の充実や取得の促進を望む」「保育環境を整えてほしい」といった意見もあり、働き続けたい人への支援を求める声を確認されました。

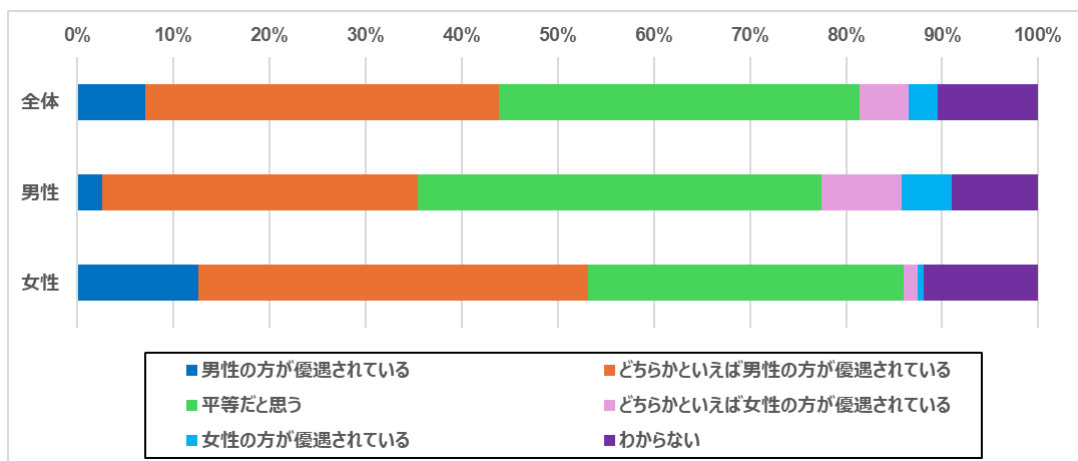
これらの結果から、女性の職業継続を前提とした社会的理解は進んでいるものの、実際の継続には制度面や環境面の支援が不可欠であることが示唆されます。延長保育や病児保育の充実、育児休業制度の活用促進など、両立支援の環境整備を進めるとともに、一度離職した場合でも円滑に再就職できるよう、スキルアップや復職支援の取組も重要です。

**10. 飛騨市において、以下の分野について男女の地位は平等になっていると思いますか。
考えや感じ方に最も近いものを選んでください。**

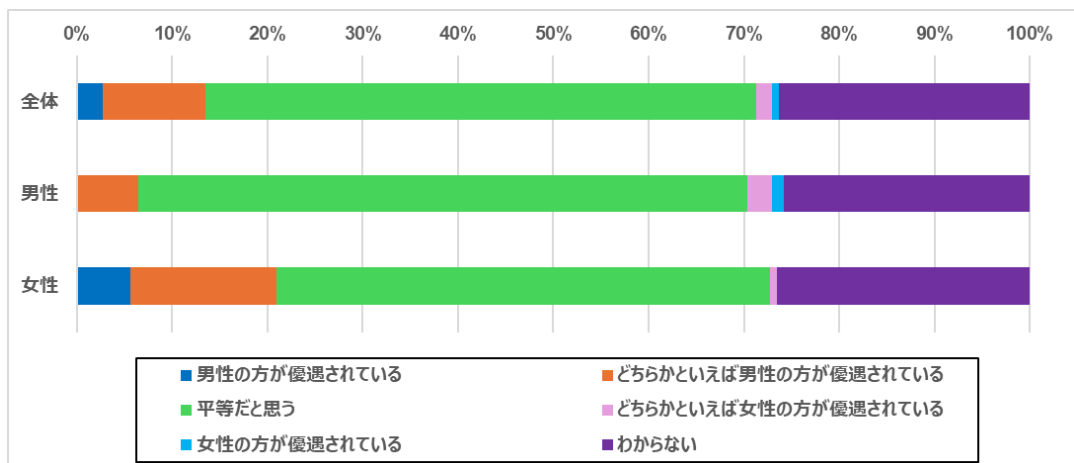
【家庭生活】



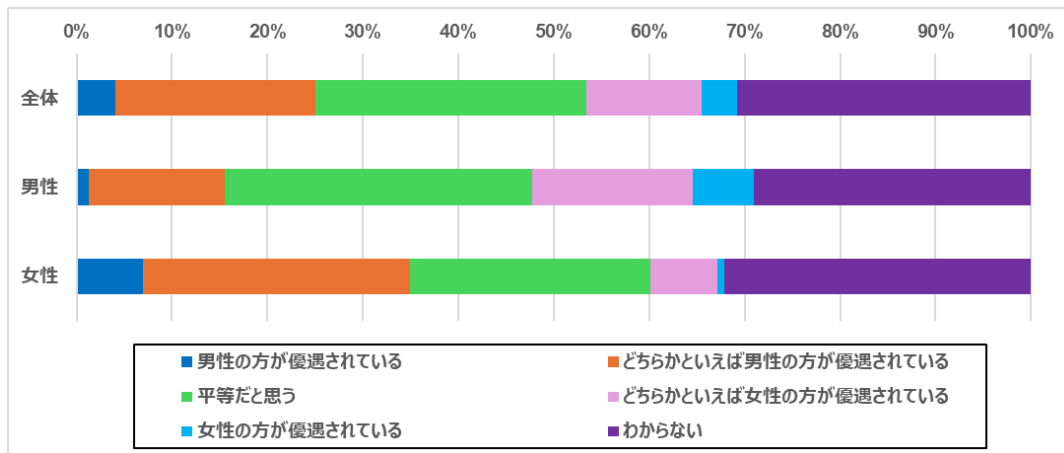
【職場】



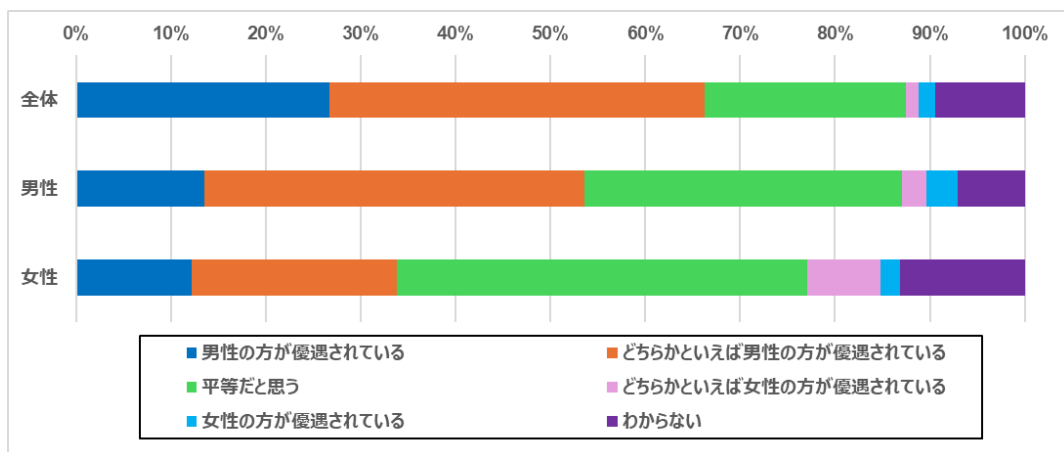
【学校教育の場】



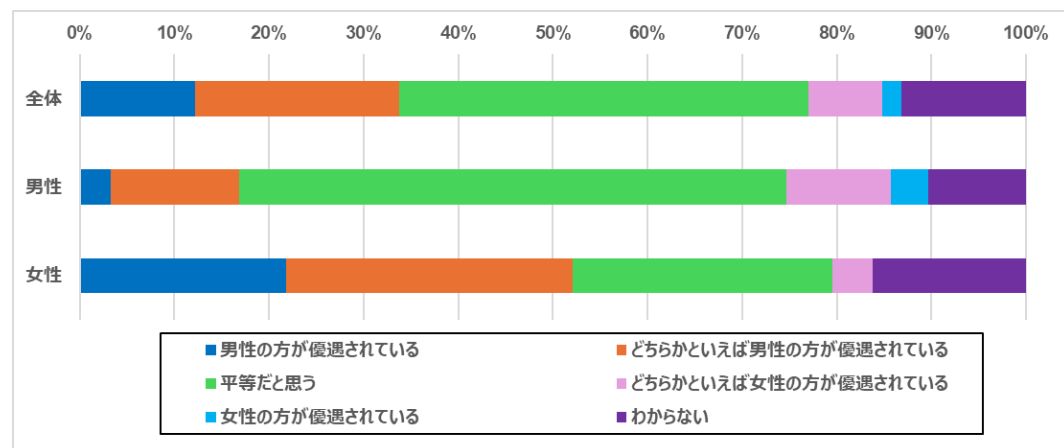
【PTA・保護者会】



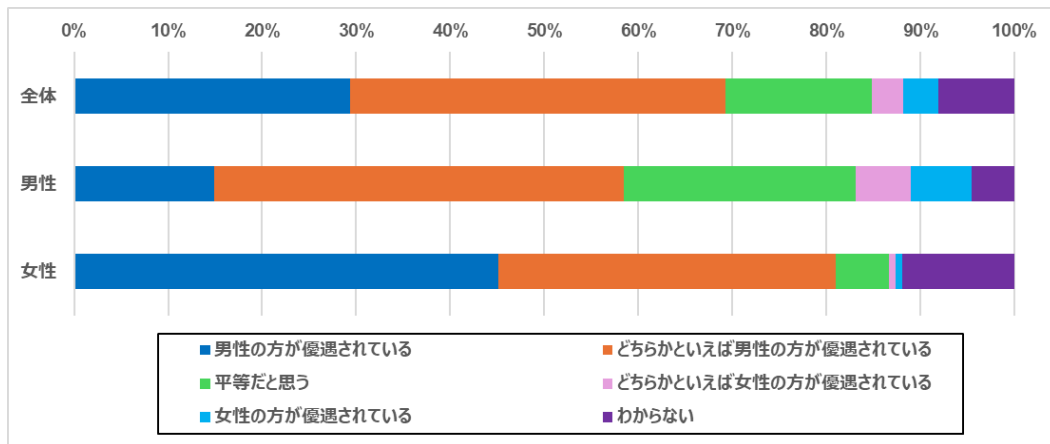
【政治の場】



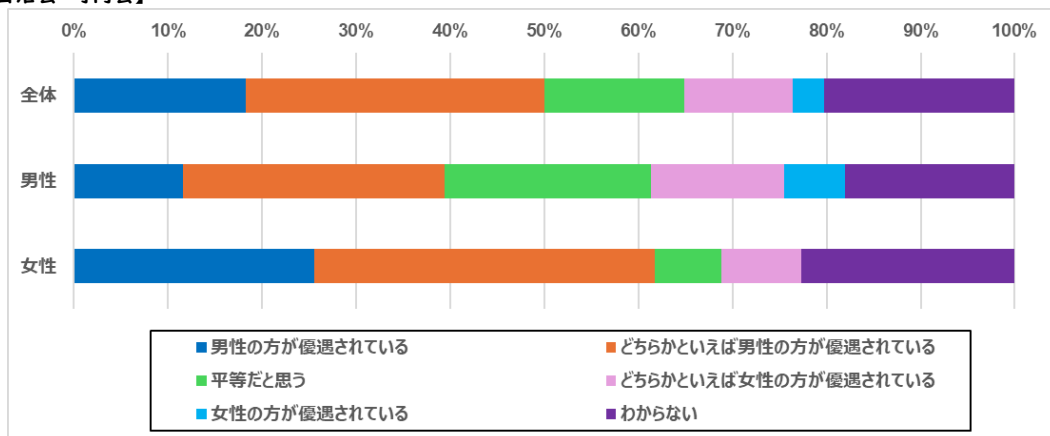
【法律や制度上】



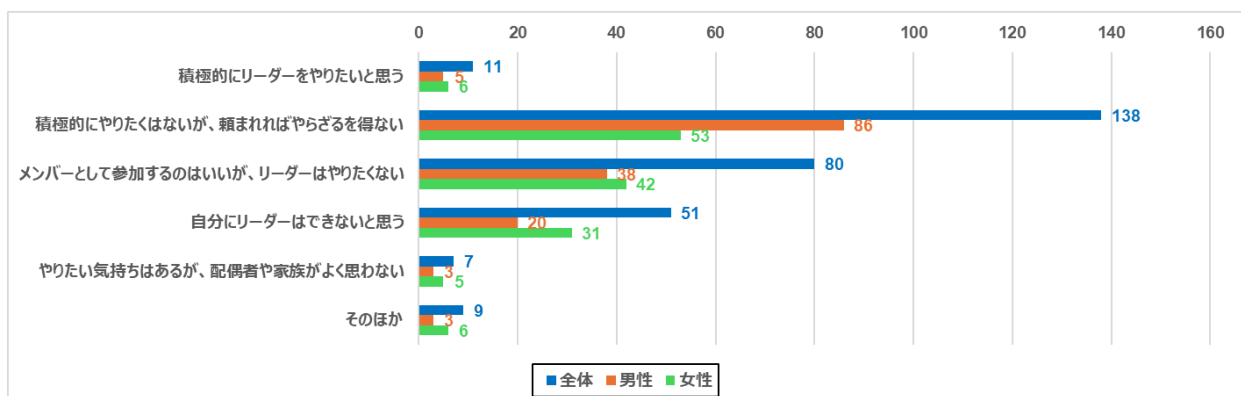
【社会通念・慣習・しきたり】



【自治会・町内会】



11. 職場や自治会・PTA・政治の場などでリーダー的な役割を求められたとき、どう思いますか。



【考察】

男女の地位についての設問では、「平等である」と感じている方が一定数いる一方で、「男性の方が優遇されている」と感じている方も一定割合存在しています。特に、分野別に見ると、政治や職場、地域活動の場面において、男性優位と感じる回答が比較的多く見られます。

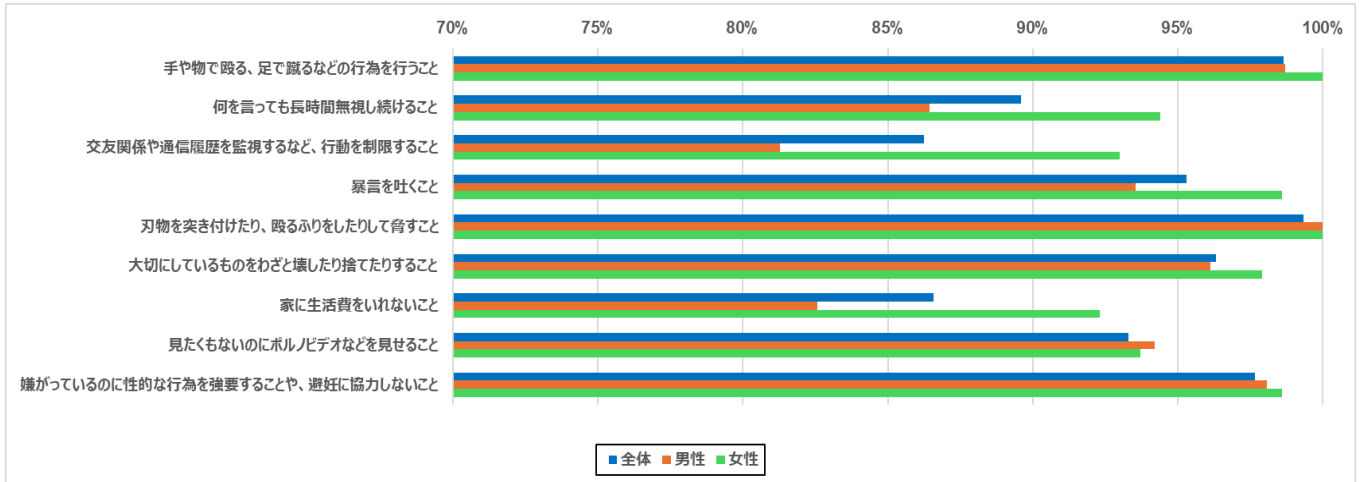
男女別に見ると、男性では「平等である」との回答割合が比較的高い傾向にあるのに対し、女性では「男性の方が優遇されている」と感じる割合が高い傾向がうかがえます。このことから、同じ社会状況の中にあっても、立場によって受け止め方に差が生じている可能性があります。

また、「どちらともいえない」「わからない」と回答した方も一定数見られ、地位の平等という概念自体が抽象的で捉えにくいことや、身近な実感として判断しにくいことも考えられます。

これらの結果から、形式的な制度整備が進んでいる一方で、実感としての平等感には差があり、特に女性側に不均衡を感じる傾向が残っていることが示唆されます。男女共同参画の推進にあたっては、制度面の充実のみならず、日常生活や地域社会における無意識の偏りを見直す取組が求められます。

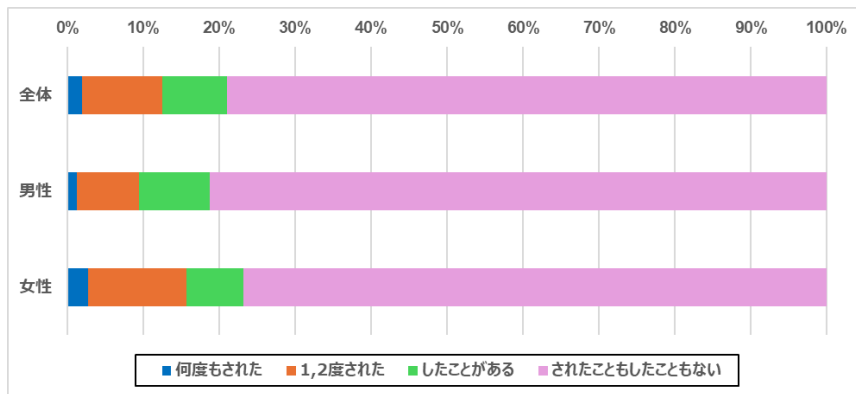
**12. あなたは次の行為が夫婦間で行われた場合、それを「暴力」だと思いませんか。
当てはまるものを選んでください。**

以下、「暴力」だと思いと回答された方の割合

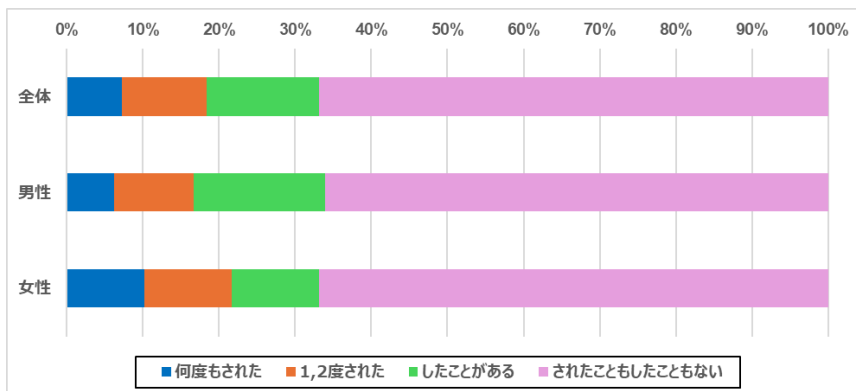


13. あなたは、これまで夫や妻、パートナー、恋人の間で次のような行為をされたこと・したことはありますか。

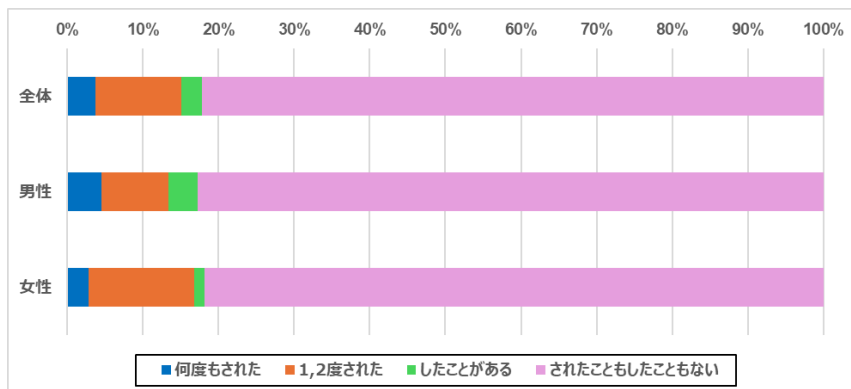
①手や物で殴る、足で蹴るなどの行為



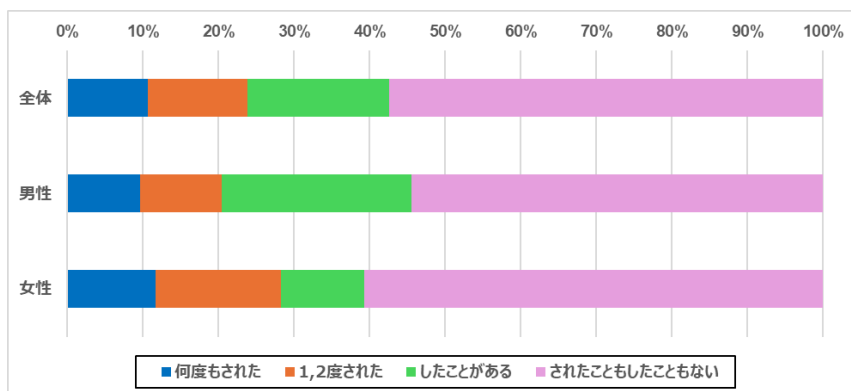
②何を言っても長時間無視し続けること



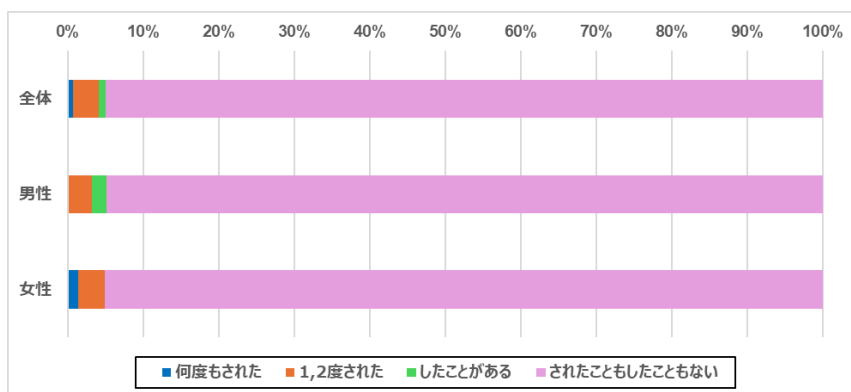
③交友関係や通信履歴を監視するなど、行動を制限すること



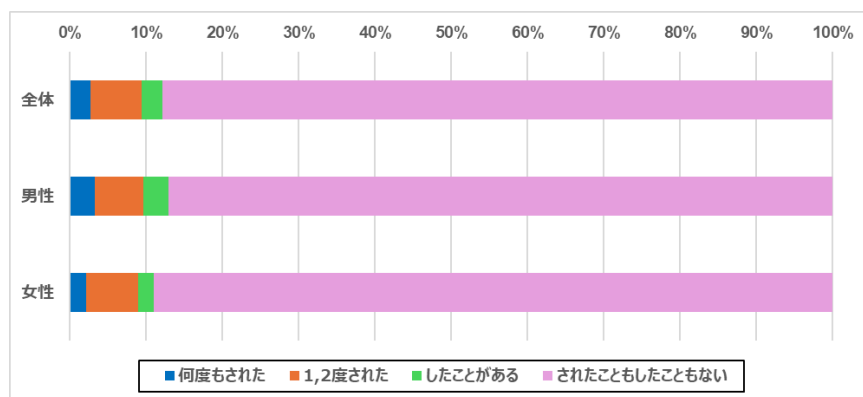
④暴言を吐くこと



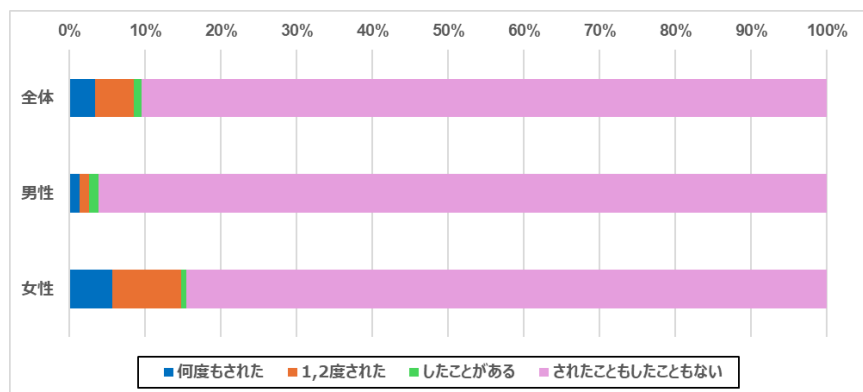
⑤刃物を突き付けたり、殴るふりをしたりして脅すこと



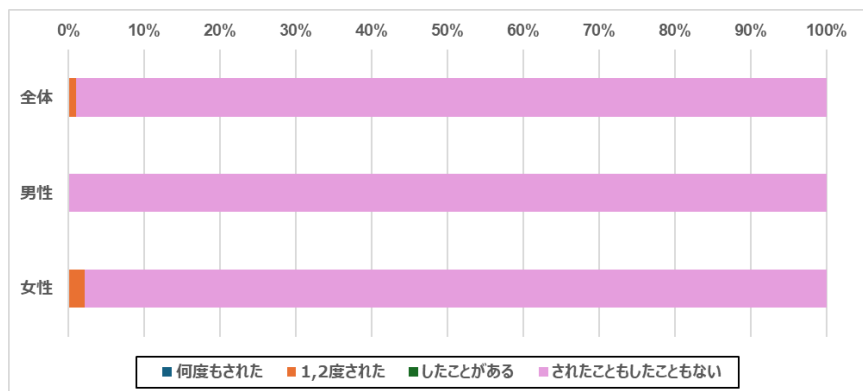
⑥大切にしているものをわざと壊したり捨てたりすること



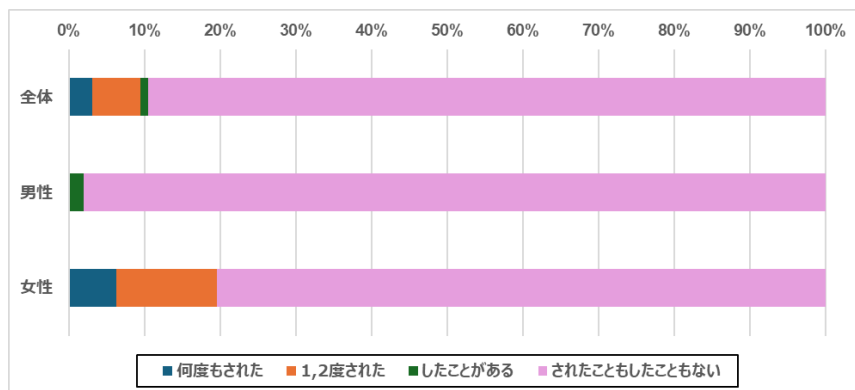
⑦家に生活費をいれないこと



⑧見たくないのにポルノビデオなどを見せること

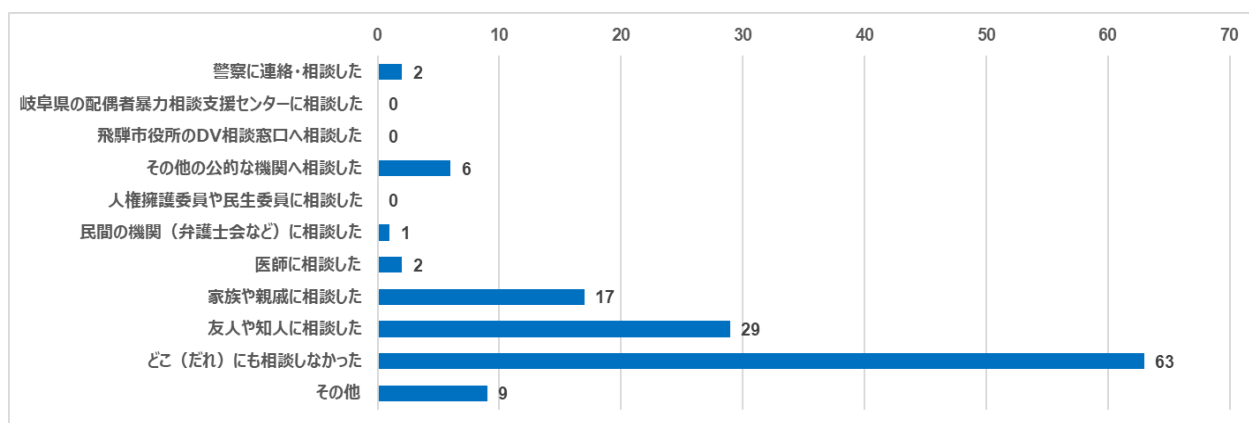


⑨嫌がっているのに性的な行為を強要することや、避妊に協力しないこと

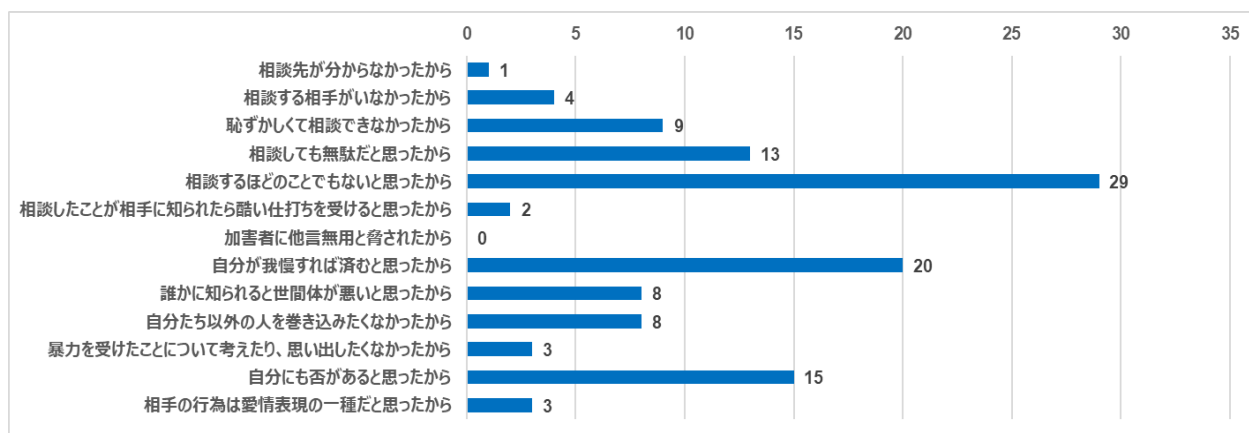


14. これまで暴力を受けたとき、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。

①. 誰かに打ち明けたり、相談したりしたか



②. ①でどこ（だれ）にも相談しなかったと回答された方、その理由は



【考察】

暴力に関する認識については、「殴る・蹴る」「刃物を突きつけるなどの脅し」「嫌がる性的行為の強要」などの身体的・直接的な行為については、ほとんどの方が暴力であると認識しており、共通理解が形成されていることがうかがえます。

一方で、「長時間無視する」「行動を制限する」「生活費を入れない」といった精神的・経済的な行為については、暴力であると認識する割合は高いものの、身体的暴力と比べるとやや低く、男女間でも認識に差が見られました。特に女性の方が暴力と捉える割合が高い傾向にあり、立場や経験の違いが認識に影響している可能性が考えられます。

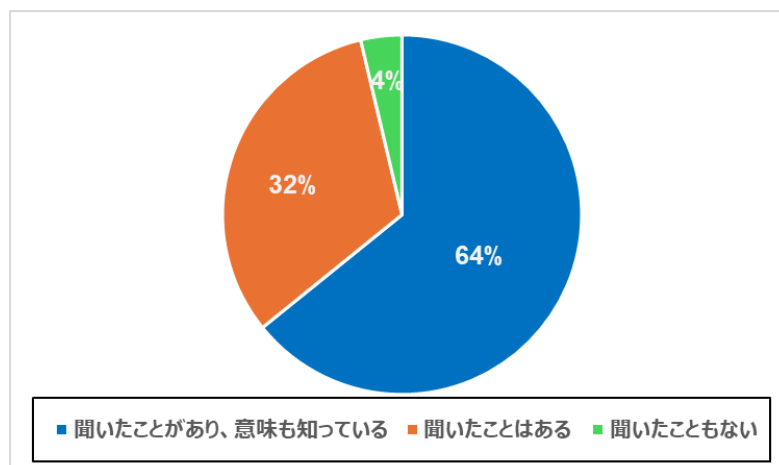
夫婦・パートナー間での実際の経験については、「暴言」や「長時間無視」といった精神的暴力について一定数の方が被害経験を有しており、身体的暴力のみならず、日常の中で生じる心理的な行為が課題となっていることが読み取れます。また、女性においては「生活費を入れない」や「性的行為の強要・避妊に協力しない」といった経済的・性的暴力の経験割合が男性より高い傾向が見られました。

被害にあった場合の相談の有無については、「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答した方が一定数存在し、その理由として「相談するほどのことではないと思った」「自分が我慢すれば済むと思った」「自分にも否があると思った」などの回答が多く見られました。暴力を矮小化したり、自身の責任として捉えたりする傾向が、相談行動の妨げとなっている可能性が考えられます。

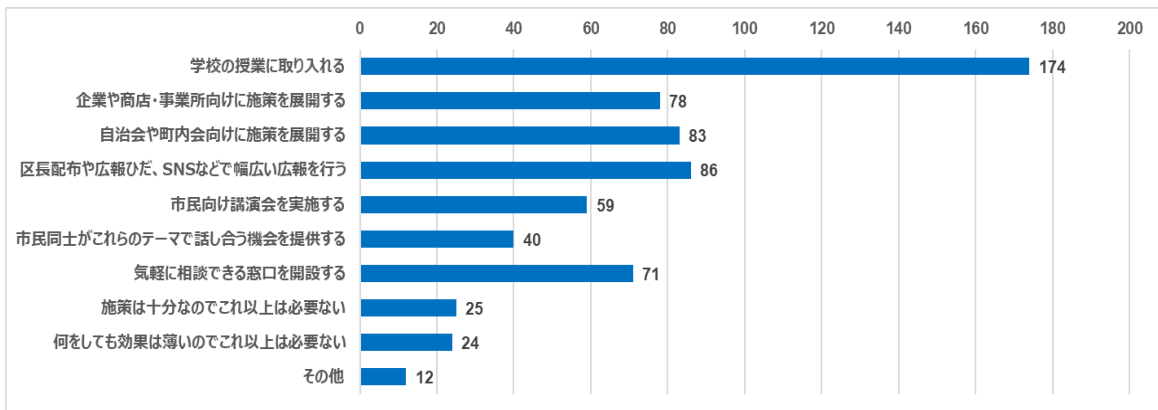
これらの結果から、身体的暴力に対する理解は進んでいるものの、精神的・経済的・性的暴力に対する認識や、被害を受けた際の相談行動については課題が残っていることが示唆されます。今後は、暴力の定義や具体例についての周知啓発を一層進めるとともに、被害を受けた方が早期に相談できる環境づくりや、相談窓口の周知徹底を図る必要があります。

15. ダイバーシティについて

①あなたは、「ダイバーシティ」という言葉とその意味はご存じでしたか。



②市が男女共同参画やダイバーシティ社会を推進するにあたり、どのような施策を展開すれば効果が出ると思いますか。



【考察】

「ダイバーシティという言葉を知っているか、また、その意味も知っているか」という設問においては、「聞いたことがあり、意味も知っている」と回答した割合が約6割となりました。6年前は2割程度であったことを考えると、回答者が異なるという前提を考慮しても、ダイバーシティの考え方がかなり浸透してきていることが示唆されます。これは、「聞いたこともない」と回答した割合が、6年前の4割から今回4%へと大きく減少していることから伺えます。

ダイバーシティ社会の推進にあたり効果的と考えられる施策としては、「学校教育への導入」や「企業・事業所向けの取組」が多く挙げられており、若年層への早期教育や職場環境における理解促進が重要であると認識されていることが分かります。

一方で、自由記述では「土台づくりが必要」「環境が変わらないと考えは変わらない」といった意見が見られ、単なる啓発活動にとどまらず、実際の環境整備や具体的な取組事例の提示が求められていることが示唆されます。

これらの結果から、今後はダイバーシティの理念を周知する段階から一歩進み、具体的な行動や環境整備につなげていく取組が重要であると考えられます。強制的な印象を与えないよう配慮しつつ、身近な事例や実践例を紹介するなど、段階的な理解促進を図る必要があります。

第3章 各重点項目へのアクションプランおよび指標

本章の基本的な考え方

本章では、第1章に掲げた基本理念及び基本目標の実現に向け、重点項目ごとに取組方針、主な取組及び指標を示します。

本計画は、飛騨市総合政策指針が掲げる方向性と整合を図り、市民一人ひとりのウェルビーイングの向上を支える取組として推進します。人口減少・少子高齢化が進行する中で、地域の担い手確保や暮らしの質の維持向上は喫緊の課題であり、男女共同参画の視点は、これらの課題に対応し、持続可能な地域づくりを進めるうえで不可欠です。

施策の推進にあたっては、次の視点を共通の考え方として位置づけます。

- ・ 市民のウェルビーイングの向上（安心して暮らし、自分らしく選択できる環境づくり）
- ・ 誰もが働きやすい環境の整備（仕事と生活の調和、継続して働き続けられる仕組み）
- ・ 暴力のない安全・安心の確保（予防・早期発見・相談・支援の切れ目ない体制）
- ・ 担い手が循環する持続可能な仕組みの構築（多様な人材の参画、地域活動の継続性確保）

また、制度や取組が整備されていても、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）により、参画や利用が進みにくい場合があります。各施策の実施にあたっては、意識と仕組みの両面から点検・改善を行い、実効性を高めます。

基本目標別のアクションプラン

基本目標Ⅰ：誰もが自分らしく生きられるジェンダー平等の実現

重点項目Ⅰ-①

ジェンダー平等の意識啓発・女性参画の推進

(1) 取組方針

地域の課題が複雑化する中、政策や地域活動の場に多様な視点が反映されることは、課題解決力を高め、市民のウェルビーイング向上につながります。附属機関等の女性参画については、機関によって参画の状況に差が見られることから、参画の機会を確保するとともに、意見が実質的に反映される環境づくりを進めます。

また、固定的な役割分担意識やアンコンシャス・バイアスは、本人の意図にかかわらず参画の障壁となり得るため、啓発・研修等を通じて気づきを促し、参画しやすい地域文化の醸成を図ります。

(2) 主な取組

1. 意思決定過程への女性参画の推進
2. 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）も含めた学習・啓発機会の充実
3. 教育分野における学習の推進

1. 意思決定過程への女性参画の推進

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
各種審議会における女性登用の促進	市の審議会や委員会等の政策・方針決定過程への幅広い市民の参画と女性の登用に取り組み、委員の性別に偏りのないよう配慮した参画体制の構築のため、女性の登用率3割以上達成を目指します。また、定期的に各種委員の女性登用率を確認しつつ、女性の割合が留まっている要因を検討し、その改善に向け、働きかけます。	各部局
農業における男女共同参画の推進	県が策定する「ぎふ農業・農村基本計画」や「ぎふ農業・農村男女共同参画プラン」に基づき、農業委員への女性登用の促進、農業に関する男女共同参画の見える化への取り組みを行います。	農業振興課 商工課
家族経営協定締結の促進	家族経営協定の理解と締結の促進についてJAや農業委員会及び関係団体と連携し、啓発に努めます。商工業等自営業に対しては、商工会や商工会議所等と連携し、働きかけます。	農業振興課
行政区・地域団体への女性参画の推進	地域団体において女性の意見を取り入れ、みんなが住みやすいまちづくりを図っていくために、地域団体の役員への女性の参画推進に向けた取り組みを行います。	各部局
事業者における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	市内事業者・各種商工団体において女性管理職が少ない現状を踏まえ、政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向け、情報提供及び啓発活動を行います。	商工課 総合政策課

2. 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)も含めた学習・啓発機会の充実

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
市民への意識啓発	国や県、関係団体における男女共同参画に関する情報を提供していきます。また、岐阜県男女共同参画強調月間(毎年11月)や国の男女共同参画週間(毎年6月23日から29日までの1週間)を通じて意識の推進を図ります。	総合政策課

男女共同参画に関する講演会等の開催	男女共同参画に関する講演会や学習会の開催を継続し、市民がより参加しやすく、啓発効果が高まるように内容や周知方法の検討を行っていきます。参加層の拡大を目指すとともに、参加者へのアンケートを実施し、市の男女共同参画施策に対する認知度を確認します。	総合政策課
わかりやすい男女共同参画の推進	男女共同参画の取り組みにおいて「市民にやさしい、分かりやすい仕組みづくり」を進めるために各種制度、慣行の定期的な見直しを行い、着実な取り組みを展開します。	総合政策課
男女共同参画の取組の見える化	国や県及び関係団体が発信する取り組みについて情報提供していきます。また、市内での男女共同参画に関する取り組みや女性の活躍における情報を収集し、積極的に情報発信します。	各部局
総合的な情報発信の推進	市のホームページや各施設において、意識啓発やワーク・ライフ・バランス、各種制度などの情報をチラシや特集コーナー、参考図書など様々な媒体、手法で幅広い世帯への啓発を行います。	総合政策課 文化振興課 (図書館)
一時託児付き講座・講演会の拡充	講座・講演会を行う際に参加しやすい環境づくりのため、託児事業者の活用を促進し、一時託児付きの講座・講演会等の拡充を進めます。	総合政策課 学校教育課 文化振興課 (図書館)
事業者への情報提供の推進	既存の制度・慣行の見直しを行い、男女共同参画に関する取り組みを促すべく、男女共同参画の基本理念や基本計画及び各種制度について事業者を対象に情報提供、啓発活動を行います。	商工課
事業者を対象としたセミナー等の開催	事業者向けのセミナーや意見交流会を開催し、市内企業の取り組みの状況を把握するとともに先進事例や好事例の紹介を行います。	商工課
ポジティブ・アクションの推進	商工会や商工会議所等と連携し、ポジティブ・アクションの推進を啓発していくとともに男女雇用機会均等法の周知や同法に基づく国や県の取り組み等について情報提供を行います。	商工課

3. 教育分野における学習の推進

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
個性・能力等を尊重した生徒指導・進路指導の充実	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、一人一人の個性や能力を伸ばすとともに、自らの生き方などを考え、主体的に進路を選択する能力や態度を身に付けられるよう進路指導の充実に努めていきます。また、社会人・職業人として自立できる人材を育成するため、キャリア教育・職業教育の充実に図ります。	学校教育課
男女共同参画を活用した進路指導	県内及び市内事業者の経営者を講師に招き、中学生を対象に講演会及び意見交換会を開催します。市内事業者への働きかけを行うとともに進路指導との相乗効果に期待できるような内容の検討を進めます。	学校教育課 (中学校) 商工課
学校生活や運営における慣行の見直し	各校へ訪問し、教育活動の参観・点検等を実施し、管理職や教員に適宜指導を行っています。また、日常的に各種研修・会議の機会を通して、指導や助言を行っており、今後も継続します。	学校教育課
男女共同参画の理念に沿った学習環境の整備	意識啓発を促すべく適切な情報提供とともに、各学校及び市立図書館における男女共同参画に資する図書の実を充実を図ります。	学校教育課 文化振興課 (図書館)

重点項目 I-②

暴力の根絶と安全・安心の確保

(1) 取組方針

DV、性暴力、ハラスメント等の暴力は、人権を侵害し、心身の健康や生活の安定を損なう重大な問題です。暴力は身体的なものに限らず、精神的・経済的な圧力や支配も含むことから、正しい理解を広め、早期の相談につながる環境づくりが重要です。

また、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の趣旨も踏まえ、暴力の防止・被害者支援に加え、孤立や経済的困難等の背景要因にも目を向け、関係機関と連携した切れ目のない支援体制を整備します。

(2) 主な取組

1. 暴力・虐待の予防と啓発
2. 相談体制の整備と自立に向けた支援の提供

1. 暴力・虐待の予防と啓発

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
女性への暴力防止のための啓発推進	内閣府で毎年11月に実施されている「女性に対する暴力をなくす運動」期間に相談機関のチラシの配布などの啓発を行います。性犯罪や売買春、人身売買、ストーカー行為等人権を著しく侵害する暴力をなくすための啓発や情報提供に努めます。	子育て応援課
児童虐待の早期発見と適切な支援	市民等から情報提供を受け、支援の必要な子どもや家庭を早期に発見し、子ども相談支援センターに繋ぎ、適切な支援が迅速に行われるよう、連携体制を充実させます。	子育て応援課 教育委員会
高齢者への虐待における情報提供・相談体制の強化	地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待の早期発見と適切な措置に努め、体制強化を図ります。また、虐待防止に向けた啓発活動や介護者支援を行います。	地域包括ケア課
障がい者等への虐待防止	関係機関の連携体制を構築するとともに、虐待対応の窓口となる福祉課を中心に、円滑な支援を行います。	総合福祉課
若年層からの予防教育の推進	市内の中学校、高校においてDV等の暴力についての認知度調査を行い、現状把握するとともに、若年層におけるあらゆる暴力を予防する正しい知識の習得を図ります。若年層の利用者の多い施設においてポスター啓発やパンフレット配布を行います。	子育て応援課 (中学校・高校)
セクシャルハラスメント防止のための啓発	男女雇用機会均等法及び同法に基づく指針について、企業訪問等を通して、周知・普及に努めます。	総合政策課 商工課
パワーハラスメント防止のための啓発	情報提供や学習機会の提供を行い、パワーハラスメントなどの問題について啓発を行います。	総合政策課 総務課

2. 相談体制の整備と自立に向けた支援の提供

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
情報を取得しやすい環境づくりと啓発	市のホームページに相談窓口や各種制度における情報を集約したページを設置するよう検討を進めます。	子育て応援課
相談対応における職員等の質の向上	被害者・相談者への適切な助言・対応が出来るよう、相談員及び職員の質の向上の促進に努めていきます。そのために、現場ニーズに即した研修に参加すると共に、庁舎内での連携を強化します。	子育て応援課 各課
相談支援機能の充実と質の向上	相談支援技術の研修機会に参加し、職員の質の向上を図ります。また、相談支援体制の充実と関係機関との連携を強化します。	子育て応援課 各課
相談体制の充実	警察や医療機関、区長、民生児童委員、人権擁護委員等との連携と強化を図ります。被がいが生じた際には、警察や岐阜県配偶者暴力相談支援センター（岐阜県女性相談センター）、関係機関などと連携し、被害者の迅速且つ円滑な保護を図ります。	子育て応援課
きめ細やかなカウンセリングの実施	DV等被害者や相談者の個々のケースに配慮した適切な対応や助言を行い、二次的被がいが生じないよう、研修への参加やケース会議を実施し、関係機関の連携強化及び職員や相談員の資質の向上を図ります。	子育て応援課
自立に向けた支援	関係機関の連携体制を構築するとともに、虐待対応の窓口となる総合福祉課・ふらっとを中心に、円滑な支援を行います。	総合福祉課
被害者の安全確保	緊急の場合でも被害者やその同伴家族の身の安全を確保される体制に努めます。DV及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置（支援措置）に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付を拒むことが出来るよう被害者からの申出を受け付けます。	市民保険課 子育て応援課 各課

DV等の暴力への対応と地域での見守り・連携強化	DV等の暴力に対する相談窓口のPRや早期発見に努めます。今後も地域での見守りを強化し、地域ぐるみであらゆる暴力を許さない機運を高めていきます。また、国、県、近隣自治体、関係機関や民間団体との連携を進めます。	子育て応援課 総合福祉課 (社会福祉協議会)
関係機関との連携強化	関係課及び関係団体、連携会議等でDV等被害者に対する支援について協議、調整し、適切な役割分担と連携を図ります。	子育て応援課 関係課
困難な問題を抱える女性への支援	困難な問題を抱える女性が気軽に相談できる窓口の確保と周知に加え、関係機関との連携・協議により適切な支援ができる体制を整えます。	子育て応援課

重点項目 I-③

人権の尊重・相互理解の促進

(1) 取組方針

性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、多様な価値観や生き方が受け入れられる地域づくりを進めます。差別や偏見は、参画や相談の妨げとなり得ることから、学びの機会の提供や啓発を通じ、相互理解を促進します。

(2) 主な取組

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
人権の尊重や男女平等に関する教育の実践	「飛騨市人権施策推進指針」に基づき、児童生徒の発達段階に応じて、人権の尊重、男女平等の相互理解の重要性について道徳や総合的な学習の時間を中心に職場体験やボランティア活動など教育活動全体を通して学習を進めます。	学校教育課 (市内小中学校)

広報等の啓発活動の推進	男女共同参画の根本である人権に関するさまざまな情報を収集し、積極的に情報発信や広報活動を行います。	市民保険課
こころの悩み相談の推進	誹謗中傷や周囲の環境からの不安や生きづらさを感じるなど、様々なこころの悩みについて、相談窓口の周知、サポート体制を整え、気軽に相談できる体制整備を推進します。	市民保険課
人権教育の推進	「飛騨市人権施策推進指針」に基づき、人権教育を推進し、人権擁護委員・国・県・市内小中学校・関係団体と連携を図りながら、「差別のない明るい飛騨市づくり」の実現を目指します。	市民保険課
人権に関する講演会の開催	市民の人権に対する正しい理解を深めるため、講演会を定期的で開催し、市民が参加しやすく、主体的に学べる機会を提供します。	市民保険課

基本目標Ⅱ：一人一人が個性を活かし、活躍できるダイバーシティの推進

重点項目Ⅱ-①

多様な人材が力を発揮できる環境づくり

(1) 取組方針

性別のみならず、年齢、国籍、ライフステージ、性的指向・性自認、障がいの有無などにかかわらず、誰もが安心して働き、地域活動に参加できる環境づくりを進めます。

多様な背景を持つ人が排除されることなく参画できるよう、理解促進や配慮の充実を図るとともに、制度や慣行が無意識のうちに特定の人に不利に働いていないかを点検します。

(2) 主な取組

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
市民へのダイバーシティの意識づけ	多文化共生・性的マイノリティなど、毎回異なるテーマのダイバーシティ養成講座を開催することで、市民のダイバーシティ意識の醸成を図ります。	市民保険課

外国籍市民への情報発信の充実	市内で生活する外国籍の市民の方が安心して生活できるよう定期的な情報発信やわかりやすい資料提供に努めます。	総合政策課 各課
やさしい日本語の理解促進	日本語が拙い外国人と円滑にコミュニケーションをとるための「やさしい日本語」を理解するための職員向け研修を行います。	総合政策課
友好都市との交流推進	友好提携都市との相互文化の交流や、小中高の各学校での交流事業を実施し、生涯通して交流できる環境を形成することで、市民の友好意識の向上を図ります。	ふるさと応援課 学校教育課
市職員への意識啓発	市政運営における既存の各種制度や慣行を見直し、職員の意識の改革を促します。市役所自らが男女共同参画のモデル的な職場になるよう計画（「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づく「特定事業主行動計画」）に基づき、取り組みを推進します。	人事課

重点項目Ⅱ-②

女性の活躍を支える環境づくり

(1) 取組方針

女性の能力発揮は、市民のウェルビーイング向上および地域経済の活性化につながる重要な要素です。出産・育児・介護等のライフイベントによってキャリアが中断されることのないよう、継続して働き続けられる環境を整備します。

女性活躍は特別な施策ではなく、多様な人材が活躍できる環境づくりの一環として位置づけ、企業や関係機関と連携しながら推進します。

(2) 主な取組

1. キャリア形成・能力発揮への支援
2. 企業・社会等への働きかけ

1. キャリア形成・能力発揮への支援

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
女性の活躍推進Ⅰ	平成 26 年度に制定した「飛騨市女性活躍推進基本条例」に基づく、飛騨市女性社会進出促進補助事業を継続します。	商工課
	結婚、出産での退職後の再就職や育休、産休等から職場復帰する女性の不安や悩みの解消に役立つ講座等を定期的 to 実施します。	商工課 子育て応援課
	中堅女性社員を対象に「家事・育児との両立」、「管理職への登用」等について意見を聴取するワーキングウーマンミーティングを開催します。	商工課

2. 企業・社会等への働きかけ

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
相談窓口の設置	相談窓口を商工課に設置し、女性の活躍促進に関する相談及び問い合わせへの対応や女性の活躍促進に必要な取り組み等についてのアドバイス、女性の活躍促進に関する県や国の施策等についての情報提供を行います。	商工課
女性の活躍推進Ⅱ	男性中心型労働慣行等を見直し、女性の労働力の重要性を理解し、現状よりも女性が働きやすい職場環境を整えることで女性の労働力を掘り起こすことを目指します。	商工課
	市内事業者に対し、女性活躍推進法の情報提供を行い、法令の普及定着及び一般事業主行動計画の策定に努めます。	商工課
	主に企業訪問や情報提供を行い、女性の採用、人材育成、登用等の推進に働きかけます。	商工課

重点項目Ⅱ-③

家庭・地域における多様な役割の尊重

(1) 取組方針

家庭や地域活動において、役割が特定の性別に偏ることは、個人の選択肢を狭める可能性があります。家事・育児・介護等の役割を性別にかかわらず分かち合う意識を醸成し、多様な生き方を尊重する地域づくりを進めます。

(2) 主な取組

1. 男性の家庭参画の促進

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
男性を対象とした啓発	男性にとって分かりやすく、実践的な内容に配慮して、意識浸透に努めていきます。また、男性自身の意識だけでなく、男性が家事や育児、介護等に参画することに対する周囲の理解が深まるような啓発を行います。	総合政策課
男性を対象とした実践的講座の開催	男性が参加しやすいテーマや時間帯に考慮し、男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進する講座を検討します。	総合政策課
パパママ教室の実施	男性の育児参画を促すため、妊娠や妊娠期の健康について理解を深められるように内容の充実を図ります。	保健センター

2. 子育てと仕事の両立を支える環境整備

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
青少年育成推進事業の充実	「地域の子どもは地域で守り育てる」を合言葉に、青少年育成市民運動の一環として「地域のおじさんおばさん運動」を行い、地域の大人が子どもを見守り、時に注意し、助言することにより地域の連帯感と教育力を高めます。	生涯学習課
放課後児童クラブの充実	現在実施している市内4箇所の放課後児童クラブの長期休業中及び土曜日の開室時間を利用する保護者のニーズにあわせて対応していきます。また、「山之村小学校」では、保護者のニーズにあった開室に向け、指導員の確保を進めます。	学校教育課
次世代育成支援対策推進法の周知	市内事業者に対し、情報提供を行い、法令の普及定着に努めます。	商工課

育児休業制度及び介護休業制度における情報提供	市内事業者の経営者や人事担当者、労働者に対し、育児休業や介護休業制度についての情報提供を行い、制度の普及定着に努めます。	商工課
ひとり親家庭における福祉の充実	ひとり親家庭の相談・支援・情報提供等の適切な対応ができる相談員の増員を目指します。また、ひとり親家庭が、子育てと就業を両立できるよう、多様な保育サービスの充実や放課後児童クラブの実施などで、子育てや生活面での支援を行うとともに、市営住宅や母子生活支援施設との連携等により生活の場の確保を図り、就労支援及び経済的支援を行います。	子育て応援課 建築住宅課 商工課 学校教育課
安心安全な遊戯施設の整備	公園や屋内遊戯施設の整備において、子育て世帯を中心とした利用者の意見を収集し、ニーズに沿った整備を行うとともに、点検や通報により危険箇所が発生した際には、迅速な利用者への周知及び事故防止措置に努めます。	建設課 子育て応援課
子育てに関する情報提供の推進	毎年、「子育てガイドブック」を刊行し、子育て世代が望む情報を一括し、提供を行います。また、広報やホームページでの情報提供も積極的に行っていきます。	子育て応援課
地域子育て支援センターの事業推進	地域子育て支援センターでは、子育て世代やその家族などが気軽に集い、子どもたちへの安全な遊びの提供、子育てに関する情報提供や子ども同士の仲間づくりの支援、子育てに関する相談業務について強化します。	子育て応援課
乳幼児学級の充実	市内の就園前の乳幼児とその保護者を対象に乳幼児学級を継続していきます。「親子の学びの場」「仲間づくりの場」「情報交換の場」を柱に年齢別に月に1回実施します。	子育て応援課
地域子育て支援拠点事業の推進	地域子育て支援拠点事業とする市内保育園やフレンドリー広場、地域子育て支援センター等において、市内の子育て世代に対する情報の提供、助言等を行うほか、子育て世代の親とその子どもの相談支援や相互交流の場を提供します。	子育て応援課
ファミリーサポーター養成による共助環境促進	ファミリーサポーターを養成、支援子どもを預けあい、預かりあえる共助環境の促進を図ります。	子育て応援課

市内保育園等における保育サービスの充実(1)	公立保育園(宮城保育園)において完全事前予約制による休日保育を実施するとともに、その状況に応じて神岡地区での開催を検討します。	子育て応援課
市内保育園等における保育サービスの充実(2)	山之村保育園を対象とした2歳児限定の未満児保育を継続するとともに、女性の再就職を支援するために未満児保育需要に対応し、引き続き、「待機児童ゼロ」を維持します。	子育て応援課
市内保育園等における保育サービスの充実(3)	病児・病後児保育事業を推進します。また、神岡地内での病児・病後児保育事業実施に向け、環境整備を行います。	子育て応援課
産前後サポート事業の推進	助産師や地域の方々と連携し、妊娠中からを支援する「産前産後ママサポプロジェクト」に取り組みます。産後ケアやサロンの開催により、お母さんの孤立感や不安解消の手伝いを行うとともに、育児や家事の支援が必要な際はお母さんが心身ともに休むことができるようサポートします。	保健センター
母子保健サービスの拡充	母子保健サービスの拡充を図り、妊娠、出産及び育児に対する不安感を軽減する支援制度の充実を図り、次世代を担う子どもたちを健やかに育てることができるよう学習の機会や環境整備に努めます。	保健センター
不妊・不育治療への支援	不妊・不育治療における情報提供や特定不妊治療費の助成を行います。	保健センター
相談窓口の充実	母子健康手帳交付時に全ての妊婦と保健師が面接することによってよりきめ細やかな相談支援体制の整備を行います。	保健センター
乳幼児健康診査の充実	妊婦健診や乳幼児健診を実施し、母子に対する健康診断、訪問指導等をきめ細やかに行います。	保健センター

基本目標Ⅲ：あんきに暮らせるふるさとづくりの推進**重点項目：Ⅲ-①****防災分野における多様な参画の推進****(1) 取組方針**

災害時には、性別や年齢、障がいの有無、家族構成などにより必要とされる支援が異なります。防災分野に多様な視点が十分に反映されていない場合、支援の偏りや不備が生じる可能性があります。

本市では、防災計画や避難所運営に多様な視点を取り入れ、女性を含む多様な人材が企画・運営段階から参画できる体制づくりを進めます。日常からの参画の積み重ねが、非常時の実効性ある対応につながるとの認識のもと、防災分野におけるダイバーシティの推進を図ります。

(2) 主な取組

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
防災体制への女性の参画促進	女性の視点に立った防災体制の確立を実施するために防災における政策・方針決定過程への女性の参画は不可欠と認識し、体制や連携を見直とともに、市主催で防災リーダー養成講座を開催し災害対応マニュアルの作成など防災の計画段階からの女性の参画促進に努めます。	危機管理課 消防本部
防火意識向上の取り組み	各保育園等で女性消防団員による防火教室を実施し、幼年期からの防火意識の向上を図ります。	消防本部
防災活動における女性の参画促進	男女共同参画の視点に立った防災体制を確立するために、各種防災訓練や防災研修等を行い、防災分野における女性の参加者の拡大を目指します。	危機管理課
子育て世帯の防災意識向上	お子さんのいる世帯へ向けた防災講習を実施し、子育て世帯の防災意識の向上、防災活動への参画を促進します。	危機管理課 保健センター

重点項目：Ⅲ-②

健康とウェルビーイングの向上

(1) 取組方針

健康は、市民が自分らしく暮らし、働き、地域活動に参画するための基盤です。性別やライフステージによって健康課題は異なることから、それぞれの状況に応じた情報提供や支援が重要です。本市では、健診受診率の向上や健康づくりの取組を通じて、市民一人ひとりのウェルビーイングの向上を図ります。また、心身の健康が参画や就労の継続に影響することを踏まえ、関係部署と連携した取組を進めます。

(2) 主な取組

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
障がい者障がい児が暮らしやすい環境の整備	発達支援センターや保健センター、教育委員会等の関係課が連携を密にし、将来的に自立した日常生活や社会生活につながるよう、個々の障がいに合った途切れのない支援の実施を目指します。	総合福祉課 教育委員会
	障がい者（障がい児）が個人としての尊厳に相応しい生活を営むことができるよう、「第4期飛騨市障がい福祉計画」に基づき、障がい福祉サービス等の充実を図ります。	総合福祉課
障がい児者の相談支援体制の充実	地域が誰にとっても普通に生活できる場であるために、全ての人の ICF（国際生活機能分類）に基づいた安心を目指し、胎児から成人まで全ての相談がワンストップで受けられる体制づくりを推進します。	総合福祉課
生涯を通じた健康づくり体制の推進	「飛騨市健康増進計画 健康飛騨市 21（第3次）」を計画的に推進し、乳幼児から高齢者まで心身ともに健康でいつまでも活躍できる地域の実現を目指し、ライフステージに対応した取り組みを行います。全年代を対象とする健診等により、健康づくりの正しい知識や習慣の習得を目指していきます。さらに性別や年齢に関わらず、生涯を通じた健康づくりができる機会を提供します。	保健センター
生きがいづくりの振興	価値観やライフスタイルが多様化する中で、誰でも気軽に参加しやすいような年代やニーズ、ライフステージに応じた生涯学習の機会を市民カレッジの開校と共に提供していきます。また、自分が学んだ知識や技能を教えたいという思いに応えるため、市民の企画を講座に反映する市民提案型の「誰でも自主講座」を開催します。	生涯学習課

<p>高齢者の健康増進</p>	<p>市内の高齢者の健康増進、活力維持のためにも、シルバー人材センターと連携し、高齢者の就労支援を促進します。高齢者の就労は生活維持の経済的側面と社会参画・生きがいがづくりの側面があります。高齢者の就業希望や体力等の実態を確認しつつ、元気な高齢者が地域の担い手として活躍できるような場を提供します。</p>	<p>地域包括ケア課</p>
<p>高齢者の活躍推進</p>	<p>高齢者を生活支援サービスの担い手として地域で活躍できるよう、介護保険介護予防・日常生活支援総合事業に基づき、高齢者の雇用、介護サポーターの拡充に向け、情報発信を行います。</p>	<p>地域包括ケア課</p>
<p>地域包括ケアシステムの構築</p>	<p>要介護者を持つ家庭において、その要介護者を家族みんなで支えながらも、仕事や地域活動、子育て、趣味にも時間をつくれるよう、その介護負担軽減につながる介護サービス基盤の構築、地域で高齢者介護を支える仕組みづくりを行います。</p>	<p>地域包括ケア課</p>

各アクションプランの指標

各基本目標、重点項目に基づくアクションプランに対し、毎年の取組状況を把握する指標として数値目標を掲げています。

基本目標 I：誰もが自分らしく生きられるジェンダー平等の実現

重点項目 I-①

ジェンダー平等の意識啓発・女性参画の推進

- ・意思決定過程への女性参画の推進
- ・無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)も含めた学習・啓発機会の充実
- ・教育分野における学習の推進

対応施策	指標名	説明	現状値 (R8.3)	目標値 (R12)	担当課
各種審議会における女性登用の促進	地方自治法第202条3に基づく議会、委員会等の委員における女性参画率	市町村防災会議 国民健康保険運営協議会 介護認定審査会 公民館運営審議会 社会教育委員会 市町村都市計画審議会 地域審議会 住宅建設等促進助成交付審査会 市営住宅入居者選考委員会 特定住宅入居者選考委員会 都市景観審議会 飛騨市農業支援協議会 飛騨市環境審議会 飛騨市ケーブルテレビ番組編成審議会 国民保護協議会 公務災害補償等審査会 等の女性参画率	18%	30%	各部局
農業における男女共同参画の推進	地方自治法第180条5に基づく委員会等の委員における女性の参画比率	農業委員会 教育委員会 選挙管理委員会 人事委員会 公平委員会 監査委員、固定資産評価審査委員会 における女性の参画比率	19%	30%	各部局

家族経営協 定締結の促 進	農家の家族 経営協定の 促進	家族経営協定数	11 経営体	15 経営体	農業 振興課
---------------------	----------------------	---------	--------	-----------	-----------

重点項目 I-②

暴力の根絶と安全・安心の確保

- ・暴力・虐待の予防と啓発
- ・相談体制の整備と自立に向けた支援の提供

対応施策	指標名	説明	現状値 (R8.3)	目標値 (R12)	担当課
困難な問題 を抱える女 性への支援	困難な問題や DV 等におけ る相談窓口の 情報発信	困難な問題 DV 等における 相談窓口の情報発信回数	5回	5回 の継続	子育て 応援課
DV 等の暴 力への対応 と地域での 見守り・連 携強化					

重点項目 I-③

人権の尊重・相互理解の促進

対応施策	指標名	説明	現状値 (R8.3)	目標値 (R12)	担当課
人権に関す る講演会の 開催	人権教室の 開催	市内小学校・老人福祉施設等での人権 教室の開催数	3回	3回以 上/年 の継続	市民 保険課

基本目標Ⅱ：一人一人が個性を活かし、活躍できるダイバーシティの推進

重点項目Ⅱ-①

多様な人材が力を発揮できる環境づくり

対応施策	指標名	説明	現状値 (R8.3)	目標値 (R12)	担当課
市民へのダイバーシティの意識づけ	ダイバーシティ養成講座の開催	飛騨市多文化共生推進委員会が実施する、多文化共生・性的マイノリティ等さまざまなテーマのダイバーシティ養成講座の累計開催回数	年間 20名	年間 30名 以上	市民 保険課

重点項目Ⅱ-②

女性の活躍を支える環境づくり

- ・キャリア形成・能力発揮への支援
- ・企業・社会等への働きかけ

対応施策	指標名	説明	現状値 (R8.3)	目標値 (R12)	担当課
女性の活躍推進Ⅰ・Ⅱ	女性社会進出促進宣言事業者数	飛騨市女性社会進出促進補助制度に基づく女性社会進出促進宣言書提出事業者数	38 事業者	10事業者(2事業者×5)の増	商工課
	飛騨市女性社会進出促進補助制度活用	飛騨市女性社会進出促進補助制度を活用した事業者数	34 事業者	10事業者(2事業者×5)の増	商工課
	「企業ステーション Hida (キャリアコネクトひだ)」のアクセス数増加	「企業ステーション Hida (キャリアコネクトひだ)」の年間アクセス数(ページビュー:ウェブサイト内の特定のページが開かれた回数)	4,909 ページビュー/年	5,500 ページビュー/年	商工課

重点項目Ⅱ-③

家庭・地域における多様な役割の尊重

- ・男性の家庭参画の促進
- ・子育てと仕事の両立を支える環境整備

対応施策	指標名	説明	現状値 (R8.3)	目標値 (R12)	担当課
男性を対象とした啓発	市男性職員の育児休業取得者数	市役所男性職員における育児休業取得者数	5人	対象者がいる場合 年1人以上	人事課
	男性の産休（配偶者出産休暇・育児参加のための休暇）の取得促進	市役所男性職員の産休取得率	80%	80%以上	人事課
市内保育園等における保育サービスの充実	休日保育実施園数	休日に保育を実施する保育園の数	休日保育 2園 祝日保育 1園	休日保育 2園 祝日保育 1園	子育て 応援課
市内保育園等における保育サービスの充実	病児・病後児保育実施施設数	病時・病後児保育を実施する施設数	2園	2園	子育て 応援課
放課後児童クラブの充実	放課後児童クラブの開室時間	市内4放課後児童クラブにおいて、 長期休業時の開室時間	開室時間 7:30~ 18:00	開室時間 の維持	学校 教育課
市内保育園等における保育サービスの充実	保育園待機児童数	3歳未満児の保育所待機児童者数	0人	0人	子育て 応援課
地域子育て支援センターの事業推進	子育て支援センターの機能拡充	諏訪田子育て支援センターの開設日の 拡充	出張支援 1回/週	出張支援 1回/週	子育て 応援課

地域子育て支援センターの事業推進		河合・宮川子育て支援センターの出張支援先の拡充	出張支援 1か所	出張支援 1か所	子育て 応援課
ひとり親家庭における福祉の充実	母子・父子自立支援員数	ひとり親家庭の相談・支援・情報提供等の適切な対応ができる相談員	2人	2人の 維持	子育て 応援課

基本目標Ⅲ：あんに暮らせるふるさとづくりの推進

重点項目：Ⅲ-①

防災分野における多様な参画の推進

対応施策	指標名	説明	現状値 (R8.3)	目標値 (R12)	担当課
防災活動における女性の参画促進	飛騨市女性防災リーダーの養成	女性防災士の人数	93名	140人	危機 管理課
	女性消防団員の新規登用人数	女性消防団員の登用人数	21人	40人	消防 本部

重点項目：Ⅲ-②

男女が生涯を健やかに暮らせる環境の整備

対応施策	指標名	説明	現状値 (R8.3)	目標値 (R12)	担当課
生涯を通じた健康づくり体制の推進	飛騨市国民健康保険特定健診の受診率	飛騨市国民健康保険特定健診の受診率	56.1%	60%	市民 保険課
生きがいづくりの振興	健康課題に対する講座等の実施数	健康課題に対する講座等の実施数	年間 63回	年間60回 以上を 維持	保健 センター 生涯 学習課



HIDA CITY
飛驒市